

令和7年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 令和7年12月9日（火）
(開会 午前10時)

議長 柳田裕平

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたします。

これより、12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。7番 野原静雄君、8番 小林響騎君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員会委員長 松田真寿美君の報告を求めます。はい、松田君。

議会運営委員長

松田真寿美 おはようございます。6番 松田真寿美でございます。

私から、「12月定例会の日程・運営等について」審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。

去る12月2日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、「12月定例会の日程・議案等について」審議いたしました。

今定例会の議案は、条例の制定が1件、条例の一部改正議案が8件、補正予算関係議案が6件、事務の委託についてが1件、人事案件議案が1件、請願・陳情が7件、選挙が1件であります。また、一般質問者は8名となっております。

今定例会の日程は、初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑などについて行い、各常任委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入っています。

2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っています。

最終日は、午後1時30分から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。

以上のとおり、今定例会の会期は、本日から12日までの4日間で行うことにいたしました。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 柳田裕平

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から12日までの4日間と決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。次に、日程第3「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和7年9月定例会最終日より本定例会までの報告事項についてタブレットに掲載しております。その報告内容をもって「議長の諸般報告」に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平

ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、これより町長の行政報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 柳田裕平

これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。

確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに10日の一般質問と重複する質問は控えてくださいよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。

質問のある方は挙手してください。はい、2番 京極幸村君。

2番 京極幸村 はい、2番。2ページ・3ページの「職員採用試験について」お伺いいたします。
まず、受験した方が、大卒程度・高卒程度合わせて7名。それから、合格した方が4名
ということなんんですけども。この内に経験者採用となる方が、どのくらいいたのか、お伺
いします。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えします。本町、経験枠採用枠での職員募集はしておりませんが、結果
的には、二人の方が、結果的には受験しております。

2番 京極幸村 はい、分かりました。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、4番 小野君。

4番 小野千春 はい、4番 小野です。今の関連質問ですが、大卒でご採用された方の学部は、どちら
になっておりますでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今、この場ではちょっと記憶しておりません。

議長 柳田裕平 他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 これにて、町長の行政報告に対する質疑を終わります。
次に、日程第5、議案第58号から、日程第19、議案第72号までの15件を各常任
委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料の8ページをご覧ください。

議案第58号「八郎潟町条例の形式を左横書きに改める条例の制定について」

町文書管理規程の規定により縦書きとすることとされていた、条例を含む例規等を他の文書と同じく左横書きとすることに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を制定するものでございます。
主な内容は、既に縦書きの形式で公布された条例について左横書きの形式に改めることに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、11ページをご覧下さい。

議案第59号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

地方公共団体情報システムの標準化に伴う番号利用法第9条第2項に規定する条例の整備についてが発出されたことに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、住登外者宛名番号管理機能を用いて、住登外者宛名番号の情報を利用する事務について定めたことであります。

次に、17ページをご覧ください。

議案第60号「八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものあります。

内容は、選挙運動ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の単価が引き上げられたものでございます。

次に、20ページをご覧ください。

議案第61号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の給料月額及び各種手当を改正するものでございます。

内容は、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数、通勤手当及び宿日直手当の支給額について改正したことでございます。

次に、59ページをご覧ください。

議案第62号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第61号の一般職の期末手当及び勤勉手当の額を改正することに伴い、常勤の特別職の期末手当の額を改正するものでございます。

内容は、特別職の期末手当について、令和7年12月及び令和8年6月以降の支給月数を改正したことでございます。

次に62ページをご覧ください。

議案第63号「八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第61号の一般職の期末手当及び勤勉手当の額を改正することに伴い、議員の期末手当の額を改正するものでございます。

内容は、議員の期末手当について、令和7年12月及び令和8年6月以降の支給月数を改正したことでございます。

次に65ページをご覧ください。

議案第64号「八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、虐待等の禁止に係る法引用個所の改正及び事業者に義務付けられている利用開始時の健康診断についての改正でございます。

次に69ページをご覧ください。

議案第65号「八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、虐待等の禁止に係る法引用個所の改正でございます。

次に71ページをご覧ください。

議案第66号「八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、虐待等の禁止に係る法引用個所の改正でございます。

次に、

議案第67号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について」

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ3,621万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,188万9千円としております。

歳入の主なものをご説明いたします。

10・11ページ、民生費国庫負担金に障害者自立支援給付費負担金569万6千円

を、民生費県負担金に同じく269万1千円をそれぞれ追加しております。

これは、障害者が施設や居宅等で利用するサービスに対する負担金であり、国が2分の1、県及び町が4分の1ずつを負担するものでございます。

前年度繰越金については、2,620万6千円の追加としております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

14・15ページ、障害福祉費、自立支援給付費に1,076万6千円を追加しております。これは、主に障害者施設で就労継続支援などのサービスを利用される方が当初の見込みよりも増加したことによるものでございます。

老人福祉費、介護保険特別会計操出金には453万8千円を追加しております。

18・19ページ、農業振興費、農地利用集積促進奨励金327万8千円の追加は、新規集積面積の確定によるものでございます。

20・21ページ、土木費、道路維持舗装費、調査測量委託料に262万9千円を追加しております。これは、大雨の影響により崩落した八郎潟太平自動車学校前道路路肩の測量設計業務委託でございます。

22・23ページ、消防費、常備消防費、湖東地区行政一部事務組合負担金1,166万7千円の減額は、組合負担金額の確定によるものでございます。

新消防組合初期費用負担金に276万3千円を追加しております。これは、新消防組合の例規整備、備品購入等の組合設立に伴う初期費用に係るものでございます。

今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正につきましては、26ページからの給与費明細書をご覧ください。

特別職につきましては、町三役及び議員に係る期末手当22万4千円、その他手当1万7千円、共済費6千円をそれぞれ追加しております。

一般職は、報酬、給料、手当、共済費に総額で1,353万円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、

議案第68号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

31ページをご覧ください。

歳入歳出から、それぞれ85万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9,297万9千円としております。

38・39ページ、歳入は、前年度繰越金から85万9千円を減額しております。

40・41ページ、歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金から108万6千円を、介護納付金分から71万7千円をそれぞれ減額し、一般被保険者後期高齢者支援金等分に75万4千円を追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、

議案第69号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

43ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ921万24千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億789万8千円としております。

50・51ページ、歳入は、後期高齢者医療保険料に特別徴収保険料94万8千円を、普通徴収保険料に992万2千円をそれぞれ追加し、保険基盤安定繰入金から165万8千円を減額しております。

歳出は、

52・53ページ、後期高齢者医療広域連合納付金に921万2千円を追加しております。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に

議案第70号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

55ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ2,162万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,182万9千円としております。

62・63ページ、歳入の主なものは、国庫支出金、介護給付費負担金に170万5千

円を、支払基金交付金、介護給付費交付金に454万9千円を、県支出金、介護給付費負担金に377万1千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、

66・67ページ、保険給付費の介護サービス等諸費に総額1,260万円を、介護予防サービス等諸費に295万円を、特定入所者介護サービス等費に130万円を、介護予防・生活支援サービス事業費に210万円をそれぞれ追加しております。いずれにつきましても給付費の増減を見込んだものでございます。

70ページ、給与費明細書には、今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正について記載しております。報酬、給料、手当、共済費に総額で81万6千円を追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、

議案第71号「令和7年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第2号）について」

73ページをご覧ください。

収益的支出に91万1千円を追加し、総額を1億5,139万6千円としております。

74ページ、資本的支出に166万1千円を追加し、総額を8,438万4千円としております。

77・78ページ、給与費明細書には、今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正について記載しております。給料、手当、共済費に総額で81万1千円を追加しております。

80・81ページ、収益的支出につきましては、営業費用に職員人件費として81万1千円を追加しております。

82・83ページ、資本的支出の配水管整備事業委託料166万1千円の追加は、中嶋地区の配水管の布設替えに係るものでございます。

以上が水道事業会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、

議案第72号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

85ページをご覧ください。収益的収入に25万6千円を追加し、総額を2億1,229万円に、収益的支出に25万6千円を追加し、総額を2億1,086万2千円としております。

89・90ページ、給与費明細書には、今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正について記載しております。給料、手当、共済費に総額で25万6千円を追加しております。

90・91ページ、収益的収入は、他会計補助金に25万6千円を追加しております。

収益的支出は、今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正となっており、総額で25万6千円を追加しております。

以上が公共下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平

これより議案に対する質疑を行います。

初めに、日程第5、議案第58号「八郎潟町条例の形式を左横書きに改める条例の制定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平

質疑なしと認めます。議案第58号についての質疑を終わります。

次に、日程第6、議案第59号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平

質疑なしと認めます。議案第59号についての質疑を終わります。

次に、日程第7、議案第60号「八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選

「拳運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。

次に、日程第8、**議案第61号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第61号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、**議案第62号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第62号についての質疑を終わります。

次に、日程第10、**議案第63号「八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第63号についての質疑を終わります。

次に、日程第11、**議案第64号「八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第64号についての質疑を終わります。

次に、日程第12、**議案第65号「八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第65号についての質疑を終わります。

次に、日程第13、**議案第66号「八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第66号についての質疑を終わります。

次に、日程第14、**議案第67号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 柳田裕平 はい、9番 畠山君。

9番 畠山一充 9番 畠山です。13ページの13節の「使用料及び賃借料」、ちょっと委員会が違うために質問させていただきます。

複合機の使用料43万7千円の追加なっておるんですけど、四半期の後半の追加補正なんで…この追加根拠等ありましたら、お答えお願いたします。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問に、お答えします。

複合機の追加補正につきましては、毎年、例年通り当初予算で計上してるのでですが、今年度、特に多かったのが、今、総合計画の策定作業進めております。これに伴う部会への資料提供等々で、かなりの枚数いってますので、それに伴う要因が一番大きいと思ってます。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

9番 畠山一充 はい。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、10番 小柳です。予算書の20・21ページ、土木費の「街灯管理費」のことですけれども。当初予算では、新設2基、取替3基とあります。今回、補正予算で、新設の場合は、これ、どこの場所に行うのか、で、何基行うのか教えてください。

それと、取替工事についても3基予定されておりましたけども、その場所についてもお願いします。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 お答えいたします。この度の工事費の追加でございますが、夏場発生しました落雷の影響で取替工事が、かなり大幅に増えております。前年度比、約2倍ほど増えてございますので、予算に費やしてある額というのは、ほぼ取替工事になります。以上でございます。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

10番 小柳鉄秀 はい。

議長 柳田裕平 他にございますか。はい、11番 小柳君。

11番 小柳 聰 すいません、19ページお願ひいたします。農地費の中の18節「負担金、補助及び交付金」のところで、「渇水応急対策事業補助金」、ここのエリアと、この下の「小規模災害復旧補助事業補助金」、こちらの相手先というか、どういった内容か教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、産業課長、相澤君。

産業課長 相澤重則 ご質問にお答えいたします。まず初めに、「渇水応急対策事業補助金」、こちらにつきましては、エリアというか、戸村土地改良区が行ったものです。今年7月に発生しました渇水について、こちら3分の1を助成するものであります。

その下の「小規模災害復旧補助事業補助金」7万1千円、こちらについては、こちらも戸村土地改良区に補助するもので、8月17日の大雨によりまして川崎地区の農道法面崩落しております。そちらのほう戸村土地改良区で修繕しまして、こちらにつきましても事業費の3分の1を補助するものです。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

11番 小柳 聰 はい。

議長 柳田裕平 他にございますか。はい、4番 小柳、ああ、小野さん。

4番 小野千春 4番 小野です。19ページにございます農業振興費のところの「農地利用集積促進奨励金」ということで327万8千円、トータルになっておりますが、どの程度集積された、その費用対効果を教えてください。

議長 柳田裕平 はい、相澤課長。

産業課長 相澤重則 費用対効果と申しますか、こちらにつきましては令和6年1月から12月までに耕作を目的としまして、町内及び大潟村の農地に農地利用集積計画に定められました所有権、及び5年以上の利用権を新規に設定した方に対しまして交付されるものでございます。

こちら集積の面積になりますけども、4,778aとなっております。
ちょっと費用対効果につきましては…お答えできません。

4番 小野千春 ありがとうございました。

- 議長 柳田裕平 他にございますか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第67号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、**議案第68号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第68号についての質疑を終わります。
次に、日程第16、**議案第69号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第69号についての質疑を終わります。
次に、日程第17、**議案第70号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第70号についての質疑を終わります。
次に、日程第18、**議案第71号「令和7年度八郎潟町水道事業会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第71号についての質疑を終わります。
次に、日程第19、**議案第72号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第72号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、**議案第73号「火葬場に係る事務の委託について」**の説明を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の73ページをご覧ください。
議案第73号「火葬場に係る事務の委託について」
地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、別紙のとおり規約を定め、湖東地区斎場における八郎潟町の火葬場に係る事務を委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。
- よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。
- 議長 柳田裕平 これより、日程第20、議案第73号についての質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑ないと認めます。議案第73号についての質疑を終わります。討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第73号「火葬場に係る事務の委託について」、原案どおりに決することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって、議案第73号は可決されました。
次に、日程第21、「請願・陳情について」を上程いたします。お手元に配付しております請願・陳情は7件であります。
提出された議案並びに請願・陳情について、皆さんに配布いたしました、議案等付託表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございま

せんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から委員会室を報告させます。

議会事務局長 加藤 宏 それでは私のほうから、開催する委員会室を説明いたします。
第一委員会室で、総務産業常任委員会。第二委員会室で、教育民生常任委員会を開催していただきます。

議長 柳田裕平 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。

(散会 午前10時58分)

令和7年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 令和7年12月10日（水）

（開会 午前10時）

議長 柳田裕平

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたします。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計責任者であります。日程第1、これより一般質問を行います。

最初に1番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美

1番 加藤であります。私のほうから一般質問を行いたいと思います。

大きなもので1つですが、細かなもので13ぐらい、16ぐらいあります。

かみあつたものについては省いていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1. 役場庁舎内において起きた盗撮事件について

この度発覚した当町職員（以下「本件職員」という。）による盗撮行為（以下「本件」という。）は女性の性的羞恥心を著しく害し、女性に不安を与え、引いては八郎潟町民にも大きな不安を与えた類い稀なる極めて悪質な事件であると思っております。

しかも、本件の現場は、一般町民も利用可能な町役場の女子トイレであり、これは、不特定多数の女性を狙ったものと認められる犯行行為で、極めて悪質であります。

なお、設置された小型カメラの記録媒体に何も映っていないかったとしても、この犯罪は成立するものだと思います。

このことについては、私の知っている何人かの警察官からも確認を取っております。

本件については、「問題を起こした職員だけでなく、リーダーも、しっかりととした責任を取るべき」などといった町民の怒りの声が新聞報道され、更に、「町長、副町長、職員は、都合が悪い事は隠す」などと記載された怪文書が頒布されるなど町民の関心が高いものと認められます。

したがって、本件職員が懲戒処分されたことによって、本件が幕引きされたと考えるのは大きな誤りであり、議会においては、本件職員の管理監督者が、本件を知った後にどのような措置を講じたか、その措置が適正であったか否かを明らかにする必要があると思います。

具体的には、町長及び副町長、並びに本件職員の管理監督者である一般職員の規範意識が鈍麻していないか、すなわち、八郎潟町役場の行政において、不都合な事実に蓋をしようとする「隠蔽体質」は無かつたか否かを明らかにした上で、町長及び副町長に町政を任せることができるのであるのか否か、その上で前記管理監督者である一般職職員の本件を知得した後の措置が、「八郎潟町職員の懲戒処分等に関する規定（平成31年3月15日）」に規定された非違行為に該当するものであったか否かを明らかにする必要があります。

以上の観点から一般質問を行いたいと思います。時系列に聞いていきたいと思います。

問1. 本件が発覚したのは何時ですか。

9月定例会では、7年8月と報告されたと記憶されているが、新聞報道では令和7年8月5日午後2時過ぎとあるが、これは確かなことですか。

議長 柳田裕平

はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えいたします。

議員の皆様には、9月19日の議会全員協議会終了後にご報告しておりますが、事案の発生については、令和7年8月5日午後2時20分頃とご報告しております。

議長 柳田裕平

はい、加藤君。

1番 加藤千代美

問2. どのような経緯で、本件が発覚したのか。

また、

問3. 新聞報道によれば、カメラを発見した女性職員が複数人で、カメラの記録媒体を確認したことですが、その記録媒体を確認した日時は何時ですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 女性職員が3階女子トイレから、カメラのようなものを発見し、総務課に届け出たものであります。とご報告しております。
また、女性職員は発見して総務課に届け出た後のことになりますので、午後3時前だと思います。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美

- 問4. 本件が発覚したことを警察に届け出しましたか。
もし、届けたとすれば、
- 問5. 警察に届け出た日時は何時ですか。
- 問6. 誰がどのようにして警察に届け出ましたか。
- 問7. 警察に届け出た際にカメラと記録媒体も警察に提出したのですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 カメラを発見したその日のうちに、五城目警察署に通報しております。と、皆さんにご報告しております。
8月5日午後3時頃に警察に届けたと思います。
誰がどのように…総務課長が事の経緯を私と副町長に報告し、しかるべき対応が必要であると判断して、発見された状況等について、総務課長が通報しました。
町からの通報を受け、その日のうちに、五城目警察署から捜査員が3名来庁し、記録媒体の入ったカメラを提出したほか、関係者からの聴き取りや現場検証を行っております。と、皆様に報告しております。

議長 柳田裕平 はい、加藤議員。

1番 加藤千代美

- 問8. 新聞報道によれば、本件が発覚したことを警察に届けた時点では、本件の犯人が判明しておりませんが、この時点において、町役場としては、犯人に対して処罰を求める意思はありましたか。
そのへん、教えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども申し上げたとおり、カメラを発見したその日のうちに、五城目警察署に通報しており、警察の捜査の中で犯人が明らかにされれば、当然、刑事罰が科せられるものと思っておりました。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 今のお話を聞きますと、警察のほうで罪が、刑罰が謀られる事態があれば、処罰する意識があるという具合に解釈して、よろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 警察の処罰とは別に、実態がこの時点では分からないので、もし、しっかりしたことが分かれれば当然、役場としても処罰の検討を進めなければいけないっていうことでござります。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 次ですが、

- 問9. 本件が発覚したのが、令和7年8月5日とのことです。この8月5日以前の本件の発覚または、盗撮行為があったことを疑わせるような事案の発生はありませんでしたか。

- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 そのような事案はありません。
- 議長 柳田裕平 はい、加藤君。
- 1番 加藤千代美
問 10. 「令和7年8月5日以前に町役場の関係者が、町役場内の女子トイレにおいて異常を発見して上司に報告した」旨の伝聞がありますが事実ですか。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 そのような事実は承知していません。
- 議長 柳田裕平 はい、加藤議員。
- 1番 加藤千代美
問 11. 新聞報道によれば令和7年9月1日に、本件職員が総務課長に対し、「女子トイレに小型カメラがあった。自分が設置していない」旨申告したので、町役場は、これを有力情報として警察に報告したことですが、これは事実ですか。事実だとすれば、警察に報告した日時は何時ですか。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 9月1日の午後6時過ぎに当該元職員が総務課長に報告しており、翌2日に私と副町長に総務課長から報告がありました。町としても発生当初から警察に相談している事案であることから、このことについても警察に情報提供することとして、その日のうちに連絡しております。
- 議長 柳田裕平 はい、加藤君。
- 1番 加藤千代美
問 12. 新聞報道によれば令和7年9月中旬頃に、本件職員が上司に対し本件犯行に及んだことを自白したことですが、事実ですか。これ今、事実であると申し上げたんですが、自白した正確な日時は何時ですか。
- 議長 柳田裕平 暫時、休憩します。
(休憩)
(再開)
- 議長 柳田裕平 はい、再開します。畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 加藤さん、聞き方がちょっと、前に戻ったり先に進んだりしておりますので、ちょっと確認しますけども、加藤さんの今、その12番ですか。
- 1番 加藤千代美 ええ、12番。
- 町長 畠山菊夫 え？ 12番？
- 1番 加藤千代美 はい。
- 町長 畠山菊夫 お答えいたします。
9月19日の正午頃、総務課長に本人から電話があり、「8月4日の一連の話は虚偽であり、8月5日に発見されたカメラは自分が設置したことを自白するため、この後、午後1時30分に五城目警察署へ出頭する」旨の連絡があり、その後、午後6時30分過ぎに当該職員から事情聴取が終わった旨の連絡がございました。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 13番について、14番について聞きたいんですけども、

問14. 本件職員が本件犯行の犯人であると判明した後、町役場としては本件職員に対して処罰を求める意思はありましたか。警察に対してその意思を表明しましたか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町といたしましては、犯人の特定に向けて、本事案の発生当初から警察の捜査は全面的に協力していくこととしており、関係者からの聞き取りや業務用パソコンの提出など、その都度警察からの依頼に応じてきておりました。

当該元職員が、これまでの報告は虚偽の報告であり、盗撮目的で自分がカメラを設置したことを警察に出頭した段階で、「建造物侵入罪の被害届」を提出することにしており、警察にもその意思は伝えておりました。しかし、その後、警察から盗撮目的で女子トイレに入っており、建造物侵入以外の罪（性的姿態等撮影罪未遂）と合わせて捜査していることから、被害届より詳細に説明できる書類として供述調書を作成してもらいたいとのことで、警察の要請に応じております。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 供述調書が出て、供述調書が来たかどうかは私分かりませんけれども、その自供経過についての報告を求めてるということなんですが、今まで、その供述調書の内容っていうのは来てないですか。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今のご質問ですが、供述調書が来ないんですかということですが、供述調書というのは、その事案のいろんなことについて、警察が関係者に聞き取りして、警察が作るものでございます。

そういう、作ったものについては、私どもが聞かれたことについて警察から町のほうに来るというようなことは、ありません。以上です。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 供述調書は来なくとも、結果的には町のほうで前談に申し上げた通り、事件が発覚して、本人も分かった、その時に犯人が分かった段階で、その職員に対して絶大なる被害を受けるという申告はしてないんですか。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 ええと、申告とは誰が誰に、でしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 被害を受けたのは町だと思うんですよ。それに関わった不特定の女性の方がいると思うんですが。町が被害届を出さなければ、これは事件として成り立たないでしょ。

この事件の内容っていうのは、不法侵入でしょ。そういう観点では、どうなんですか。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 はい、お答えいたします。町が警察のほうに被害届という文書は出していませんが、電話により、こういった事案がございましたということでいち早く電話を入れました。

そのことにより、警察が町役場のほうへ来て捜査の開始になりました。被害届というのは、文書でなくても、口頭でも出来るものだということになっております。

それを受けまして、町役場とすれば、女性職員や町民の方々も使うトイレですので、その部分に対して犯人が分かれば、その犯人に対して刑事処分等が、警察の捜査が進んでいく中で明らかになっていくものでございますが、我々は地方公務員ですので、それに

対する職員が行った非違行為については、懲戒処分という地方公務員法に基づく処分をすることになります。

警察の捜査が、未だ終わっておりませんが、まだ、進行中ですけども、事案が発生してから、我々も調査、分限調査審査委員会、というのを開催いたしまして本人から、いろんな事情等をヒヤリングしております。

その事案の大きさ、内容、それに基づきまして個人に対して、職員に対しては、どういった処分が適当なのかといったことを計3回の審査委員会を開催いたしまして、内容して検討しておりました。以上です。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 いや、行政処分については、この方は、後ほど依頼退職されてるんですけども、その前の処分というのは、その委員会の中で決定したんですか。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 はい、お答えいたします。その委員会の中では、町長に対する答申ということで、停職六ヶ月が相当であろうということを決定しております。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 そうすると、行政処分として、停職六ヶ月ということを決めました。それは、本人には通知してあるわけですね。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 はい、停職六ヶ月の行政処分の処分書を交付しております。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 では、その停職処分を受けた中身というのは、ちゃんと文書として、然るべきところに届けたんですか。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 町の懲戒処分には、いろいろ段階がありまして、本件の場合は停職の懲戒処分ですので当然、皆さんご覧の通り、公表もされております。その義務もございます。

それとあと、その内容について、異議申し立てがある場合は、県の公平委員会に通じて異議申し立て出来るという処分内容を通知、まあ、懲戒処分に伴って、いろいろなされる文書のやり取りはキチッとしております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 今、総務課長の答弁っていうのは、条例に違反してるんじゃないですか。処分が決まつたら、人事委員会に公表しなければいけないことになるでしょ。文書を送らなければいけない。町では人事委員会が無いから、最初から委託してははずですよね。これは町の条例に書いてありますよ。その手続きは行ったのか否かということを、私は聞いてるんです。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 先ほど私答弁した、公平委員会は、本人が処分に対する異議申し立ての話で、今、加藤議員言った人事委員会のほうにも、然るべく手続き、書類のほうは送付しております。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 その人事委員会に公表した文書っていうのは、私共は見れるんですか。見れるものなんですか。それは、どうですか。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 個人情報保護の観点がちょっと気になるところでありますので、そのへんちょっと調べてから、後ほどお答えいたします。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 最後の15番のほう、16番について質問したいと思いますが、

問16. 「役場の幹部職員が、一般職員に対し本件を口外するな」と、箇口令をしいた旨の伝聞がありますが、この伝聞内容は事実ですか。これが第一点です。

事実であるとしたならば、その日時は、いつ誰が誰に対して箇口令をしいたのですか。また事実であるならば、箇口令の内容は、どのようなもので箇口令をしいた理由を教えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 9月1日に本人からの報告を受け、翌2日に警察に情報提供したことは、前にも述べたとおりでございますけども、当該元職員は、9月5日の午後から、警察の情報聴取などで年次休暇を取り、役場には出勤していませんでした。休み明けの8日、月曜日からも休暇でしばらく休むことが予想されていたので、9月8日に教育長と教育課長にも情報を共有し、業務の分担等もあることから、教育課職員、管理職及び職員組合執行委員長のみに情報を共有しました。

また、9月16日には、当該元職員が10日以上出勤していないこともあります。併し内に勤務する全職員に対しては各課長を通じて情報を共有し、小学校長、小学校教頭及び学級担任には教育長から情報を共有しております。

なお、9月8日、16日に両日の情報共有に際しては、8月5日にカメラを設置した本事案の核心部分の情報ではなく、8月4日に発見して元に戻した内容についての情報共有がありましたので、事実と異なる憶測や誤解を招く可能性が十分にあったことから、説明できる時期がくるまでは、口外しないで欲しい旨は伝えております。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 最後なりますけども、今まで新聞報道によれば、こういうケースが、盗撮行為は初めてでありますけども、いろいろな事案が事件として関わっていますよね。

その中で、他の市町村においては、最近の新聞を見ますと、行政の執行者が何らかの自粛、自分自ら懲罰を科すっていうか、そういうことがなされているのが新聞で多々見られます。

しかし、我が町においては、今まで新聞にありましたとおり、そういう形跡がありません。それについては、どのように考えているか、お伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。

町長 畠山菊夫 他の議員さんの質問に、今、加藤さんには、加藤さんの質問には、この内容は無かったんですけども、他の議員さんの質問にありますので、その場で答えてってことで、どうでしょうか。

議長 柳田裕平 加藤議員、今の町長の話ですが、よろしいですか、それで。

1番 加藤千代美 はい。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 いや、それは譲るとして、他の議員に譲るとして、今、インターネット見たり、ヤフー

のインターネット見たりすると、八郎潟町の盗撮行為が出ております。
やっぱりこの名誉を回復するためには、次回に質問したいと思いますけれども。
やっぱり安心で安心な町づくり、町民が安心で安全な町づくりを作っていくためには、
こういう細かなことを解消する義務が執行部には、議員にもありますけども、これに十分注意して行政運営を行っていただきたいということを要望して、終わります。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 議長に反問権を行使したいんですけども。許可願えますか。

議長 柳田裕平 ただ今の反問権の行使の要求ですが、許可をします。事務局は、これより残時間のを停止してください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 議長、ありがとうございます。

加藤議員は、「本件については、私の知っている何人かの警察官からの確認を得ています」、その旨の発言があったと、その後、質問されておりますけども、どこの署の何人の方から確認されたんでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山、あ、加藤君。

1番 加藤千代美 氏名は申しあげられませんが、これは県警の本部の職員と五城目署の職員、警察官、O B、

議長 柳田裕平 町長、よろしいですか。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ええーと一…今までのご質問の中で、ええーと一…警察からお聞きしたことと、私達が今、答弁したこと、の食い違いは、ありますか。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 私は、食い違いがある点があったのは、一件であります。

質問の前談に申し上げたとおり、事実関係をキッチリして聞きたいということ申し上げおりましたので。

役場のほうの、それが事実であるとするならば、それで結構です。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、どのようなことを、お聞きしたのか、お知らせしてもらえますか。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 どのようなことっていうのは、盗撮行為について、私は聞いたんです。

それが、どのような経過を経て今日になってるかっていう事実確認をしてきたわけです。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、私がたもいろいろ、今、捜査中でございますけども、警察の皆さんにはいろいろこうお聞きしたいことあるんですけど、なかなかおっしゃってくれません。

警察の方が簡単にこう…加藤さんに言われることははあるのかなと思って、今、不思議に思って、ご質問いたしました。以上でございます。質問終わります。

議長 柳田裕平 加藤君、いいですか。何か、あるですか。

1番 加藤千代美 はい。私が聞いたのは事実ですので、その警察官の名前も、いつか公表されると思いますけども。そういうのは事実ですので、私の質問は終わります。

議長 柳田裕平 これで、反問権の行使を終了いたします。
これより一般質問を再開いたしますが、加藤君の、加藤議員の一般質問を終了いたします。
次に、10番小柳鉄秀君の一般質問を行います。はい、10番 小柳鉄秀君

10番 小柳鉄秀 はい、10番 小柳鉄秀です。一般質問の通告通り質問させていただきます。
それでは、よろしくお願ひします。
1. 盗撮「被害者に寄り添う心のケアと対策を」
最近、教職員等による盗撮やセクハラ行為・パワハラ等が新聞やテレビで放映されていますが、何故このような不祥事が起きるのか不思議でなりません。自分の欲求不満等を満たすためだけでなく何を求めているのかよく分かりません。卑劣な行為をする人の気が知れません。
そんな中、本町においても同じ様な事案が起こり、私も元職員として同じ職場にいたこと、町民の怒りや他市町村の方々に聞かれた時は恥ずかしく消えてなくなりたい気持ちでいっぱいでした。
職員はもとより、特に女子職員、町民、トイレを利用したことのある方々のことを思うと、どう説明してよいのか分かりませんでした。
盗撮被害・痴漢被害も深刻な性犯罪で、あってはならない人権侵害です。警察による捜査は進行中だと聞いておりますが、その後どうなっているのでしょうか。町からは処分が下され、依願退職されております。
しかし、今後、職員としての信頼回復が大切だと思っていますので、質問させていただきます。
①地域における盗撮や性暴力などの被害による心身への影響について、町はどのような認識をしているのか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
盗撮行為などの性犯罪は、被害者の人格を侵害する重大な犯罪であり、被害者は恐怖心や不安感、羞恥心など精神的な苦痛があると思います。また、直接の被害者でなくても「自分も被害に遭ったかもしれない」という不安や、公共施設を利用することへの恐怖心など心理的な影響もあると思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございました。続きまして、
②専門家によるケアとして、被害者（女子職員）に寄り添った、こころの健康の維持・回復するための取り組みを行ってきたか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ケアを必要とする状況にある女性職員がいれば、必要に応じて心身の不調に対する相談窓口を設けることも必要であると考えておりますが、現段階で申し出た職員はいません。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 いま答弁のなかで、現段階ではおらないと言うことですけども、やはり、女性職員のことを考えると、いち早くこういうことについて対処していただきたいなというのが、私の考え方ございます。
職員を守ることは行政組織として幹部の重要な責任の一つだと思います。このことについて、どう思いますか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、そのように取り組んでまいりたいと思いますし、現段階では、いなことは認められておりますけども、この後の、職員組合のほうでもいろいろな要望、職員に対して吸

い上げることもしておりますので、それも伺いながら取り組んでいきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 職員が安心して働く環境確保をすることが不可欠です。被害による精神的なダメージやトラウマ体験として辛い記憶のフラッシュバックや悪夢、人への不信感など、日常生活上の困難を伴い、病気を引き起こす場合もあります。心的外傷性後ストレス障害等にならないためにも、関係機関と連携して今後は被害者に寄り添った支援・対策を、よろしくお願いしたいと思います。次に、

③盗撮行為に対する恐怖心について、今後の対策と強化は。について伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回の補正予算に計上しておりますけども、プライベート空間となる庁舎1階から3階までのトイレ及び1階の更衣室付近の警備センサーに映像が記録できる機能を追加し、防犯対策の強化を図ってまいります。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 今回の補正予算で防犯カメラということで、予算要求いただきまして、ありがとうございます。先ほど4基の設置する場所、トイレと、それから更衣室ということですので、ありがとうございます。

それと、駅前交流館はちパルのほうへは設置は考えていないでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、教育課長。

教育課長 齋藤嘉生 はい、お答えいたします。はちパルのほうへは、もう既にカメラが設置されております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。（村井君に聞こえたようである）

10番 小柳鉄秀 名前、違います。いいです、いいです。

議長 柳田裕平 言ったよ。

10番 小柳鉄秀 いいです、いいです、いいです、聞こえてないようなので。
今のは、名前を間違って言ったので…出たことですので、

議長 柳田裕平 申し訳ないです。はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 間違えないように、お願ひします。

議長 柳田裕平 小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい。次に、

④令和元年・2年の教訓がいかされていないと思います。今後、職員への教育・管理はどう考えていくのか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今後の対応としては、倫理教育やメンタル支援、自己規律の醸成につながる研修等への参加や処分基準の見直し、チェック体制の強化などについて、先行自治体の実態も参考にしながら、検討してまいりたいと考えています。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 就労に与える影響は少なからずあると思います。性犯罪や性暴力、ハラスメント等の被害者支援のため、被害者に寄り添った支援体制の確立と構築を強く求めます。

また、職員の研修は毎年開催することを提案をしたいと思います。最後に、
⑤町長は「誠に遺憾。町民に深くお詫びする。綱紀粛正を図り再発防止に努め、信頼回復に取り組む」とコメントしています。町民への信頼回復について、どう行動するのか。お聞きします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まずは今回の事案について、厳粛に受け止め、再発防止策として、服務規律の徹底、先ほども申し上げた倫理教育やメンタル支援、自己規律の醸成につながる研修等への参加や処分基準の見直し、チェック体制の強化など、職場環境の改善に取り組み、信頼回復に努めてまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。地方公務員は、全体の奉仕者として住民の生活を支え、地域の発展に貢献するための行政サービスを提供することだと思います。

職員が心を引き締め、頑張っている姿を見せることが大事で、そのためにも職員への教育、管理指導を徹底し、二度とこのようなことが起こらないよう覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います。

人の心を立て直すには時間が掛かると思いますので、しっかりと心のケアも含めてよろしくお願ひしたいと思います。次に、

2. クマによる「被害と今後の町の対策」は

私達は、今頃はクマは冬眠していると思い込んでいたことが、エサを求めて人里へ、エサがあれば、その場所を学習し、また現れ冬眠しなくなると、発言する関係者いるほどです。

クマによる死亡者が過去最多を大幅に更新するなど、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマによる相次ぐ被害を受け政府は11月14日、3段階に分けたクマ被害の対策パッケージを取りまとめました。

本県においては、11月20日時点でのクマに襲われて死亡した人は4人。また、人身被害では66人が負傷しています。

各地でエサを求めて出没し、人に害を及ぼしています。町でも住宅街や柿の木の周りで目撲され、小中学校では登下校時には保護者による送迎が未だ解除」されていません。命に関わることであるので、必要以上に外へ出ることが出来ず、生活に支障をきたしています。

早朝及び夜間など、散歩を日課にしていた方々のストレスなど運動不足も心配です。

昨日の行政報告で聞いている部分もありますが、被害等について伺います。

①ツキノワグマ出没に関する警報の発令期間を11月30日まで延長しております。本町での出没情報、発見は何件か。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 昨日（11日）までのクマダスを基にした出没件数は、72件でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。

②捕獲する箱罠は本町に何基あるのか。また、駆除した頭数は。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 箱罠は4基保有しております。昨日（9日）までの捕獲頭数は8頭でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。今、箱罠は4基とお聞きしました。箱を増やす予定はありますか。それと、捕獲頭数は昨年よりも何頭多かったか、ちょっとそこ教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 箱罠の数には、現在、要するに、8頭でございます。他の自治体よりだいぶ少ないっていうのは幸いでございますけども、追加の予定は、今のところ、ございません。
あとはあの、8頭であります…去年が捕獲頭数がゼロっていうことで、今年が8頭でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。次、
③人身被害、農産物などの被害はあったのか、その時の対応は。
また、八郎潟町鳥獣被害防止計画がありますが、これまでに被害額等はあるのか。
そのへんお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 現在、本町における人身被害と出荷作物等への被害報告はありませんけども、畠や庭先にある柿と栗の実被害と庭先で飼育されていたニワトリ5羽の被害が報告されております。
なお、被害額については、算出はしておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。次に、
④12月に入りましたが、今後、クマが出没し目撃された場合の緊急時の連絡体制は整っているのか。その手順は。すぐ行動できるのか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 緊急時や休日に関わらず、目撃情報があった際には、町・五城目警察署が相互に連携を取り、猟友会も含め情報共有を図ると共に、現地に出向きパトロールと目撃現場周辺において地域住民への広報車による出没情報の周知や、外で作業している人への声掛けなどをを行っているところでございます。目撃情報があった場合の一連の行動は、産業課職員が把握していますので、対応は可能でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 このことについては、命に関わることなので連絡網を確立し、適切な対応をよろしく引き続きお願いしたいと思います。
⑤猟友会の会員数と、その報酬額は。今後増員・増額する予定はあるのか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 猟友会会員は現在8名で、報酬額につきましては、1日出務が6千円、半日の出務が3千円で一人当たりの支給上限を3万円としております。会員の増員につきましては、町猟友会員の高齢化による後継者不足が懸念されるため、増員を図る必要がありますので、町広報紙での狩猟免許の試験日・講習会の日程、取得費用の助成についての掲載や声掛けなどを行っております。
また、報酬額につきましては、今後猟友会と話し合いの場を設けて協議してまいりたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。会員の増について今は広報等で周知しながらやっていくということですけども。難しいことだと私は思いますけども、引き続き関係者と協議の上、相談の上よろしくお願いしたいと思います。
それで、報酬のほうですけれども、11月の27日の魁新聞に大潟村では負担が増してというようなことで、出動報酬を引き上げることを表明しておりました。本町にお

いても、いま協議をすることですけれども、検討のほう、よろしくお願ひをしたいと思います。最後に、
⑥効果的な防止対策と積極的な町の取り組み姿勢について伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 熊被害を防ぐ根本的対策としては、熊が人の生活圏への出没するのを防ぐために緩衝帯の整備、柿や栗などの放任果樹の誘引物の適切な管理などが必要となります。今後の中優先の取り組みとしては、熊が里へ降りてくる最大の理由は、食べ物を求めて低地へと移動し人里に出没することから、国・県の交付金を活用し、目撃情報の多い真坂・浦大町・三倉鼻地区を最優先に放任果樹の伐採希望の取りまとめを行い、伐採を実施したいと考えております。

また、町全体の取り組みとしては、町広報紙、町公式LINE等により生ごみを屋外に放置しないよう呼び掛けを行うなど、熊の出没を防いでまいりたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。クマの出没により、農作業や田んぼ等に、日常出来る事が出来ない、こんな不便なことはありません。まるで、コロナ禍に戻ったような感じがします。人の命に関わることなので、深刻な問題です。

今、危機に直面している私達にとって影響は計り知れなく、とても大きいと思うので、町民が安全で安心して暮らせるよう、国・県からの支援をしっかり得られるよう対策を期待しております。

引き続き、町民に対しては、情報提供を、よろしくお願ひしたいと思います。

次、最後になりますけれども、

3. 「町制70周年を機にPR」を

八郎潟町は来年9月には町制施行70周年を迎えます。

町民と祝い、さらには人口増に向けた八郎潟町の良さをPRする絶好の機会ではないか。

70周年に向けた、記念事業、関連事業の詳細を聞きたい。

一つ目としては65周年では町勢要覧は作成しておりません。投じ、70周年に作成したいと聞いております。これまでのあゆみを振り返り、記録として残していくことが大事だと思いますが、今回、町勢要覧は発行しますか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町勢要覧は、今回発行する予定としております。

そして、お答えしますけども、町は、昭和31年9月30日に旧一日市町と旧面潟村が合併して誕生し、令和8年9月30日に町誕生70周年という節目の日を迎えます。この節目の日を、これまで町を築き上げてこられた先人の皆様への感謝の気持ちを捧げるとともに、未来を担う子供達へ活気あふれる町を引き継ぐための機会と考えております。当日は記念式典の挙行を予定しております。

また、町民の方々が町の魅力に触れ、地域への愛着を改めて感じ、皆様と喜びを感じられる事業や町内外へ魅力を発信できるような事業を検討してまいりたいと思います。

詳しい内容については、これからとなりますけども町勢要覧につきましては、今後発行することとしております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 今、二つ目にお聞きしようとしたことでしたけれども、町として記念事業計画されていますかということ、今、お聞きしようとしましたが、今、町長言われておりました。今までの事業に、70周年という冠を付けて行うことは悪いとは思いませんが、これだけでは、あまりにも効果が無いと思いますので。例えば、「なんでも鑑定団」の出張依頼や有名な講師を呼んで記念講演をやる等、八郎潟町の名を全国へ発信出来るようなイベントを検討していただきたいなと思います。

町外の方に八郎潟町の魅力を、イベントを通じて発信することによって、人口交流の増加やイメージアップを図ることが、期待が出来ると思います。八郎潟町のPRをすることが絶好のチャンスだと思っております。

いずれにしても、予算に関係すること、関係者を呼ぶにしても時間と労力が必要です。今からかからないと、そういう方々が呼べないと思いますので、この後、実行委員会が組まれると思いますけども、そちらのほう引き続き70周年に向けた、しっかりと準備をしていただきたいと思いますが、その点について、ちょっと一言お願ひします。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今、議員から提案のありましたいろいろなことについては、町長先ほど答弁したとおり、この後、当初予算作成に向けてしっかりと予算化に向けて検討してまいります。

ただ、テレビ番組等についても、一旦検討はしたもの、なかなかこう…お願ひする時期のこともありますて、別の方向で今、検討しての段階です。

あとは、先ほど議員、65周年のことちょっと仰いましたが、60周年、10年前にやつてから今回、70周年、来年なんですが、60周年終わってから、これまでやつてあった5年刻みの周年事業は行わないこととしておりますので、65周年の式典等はしておりませんので、一言申し添えておきます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 いずれ、70周年を迎えるっていうことなので、先ほど町長も言いましたとおり、「先人の方々」っていう言葉がありましたので、やはり10年間の、60周年から10年が経っております。そのことについて、時系列とか、いろいろな書き方があると思いますので、やっぱり残していくものは残していくかいいといけないと思うので、そのへんをしっかりと記録として残していただくことをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて10番小柳鉄秀君の一般質問を終わります。
次に、6番 松田真寿美君の一般を行います。はい、松田君。

議長 柳田裕平 はい、6番 松田真寿美君。

6番 松田真寿美 6番 松田真寿美でございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、三つの項目について通告書に沿って質問させていただきます。

1. 「緊急銃猟」の当町の取組

先ほどの小柳議員と繰り返しなる部分もあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

この夏の最高気温更新の話題が終わり、秋の気配と共に「クマ出没」のニュースが続きました。目撃情報によって職員や猟友会の方々の対応にはご苦労なさったこと思います。

定時の防災無線（おそらく登下校時）での注意喚起、町からの「クマの目撃情報」のLINE等で町民は不安な日常生活を過ごされておりました。

これまで、クマの駆除に対して動物愛護の立場から「クマを殺すな」「秋田の人は野蛮だ」等の意見がありました。今年に至っては、全国各地でクマの出没があり人身被害も多くなっていることから、クマの危険性について理解を示してくださいましたのか駆除に対しても抗議や苦情は少なくなっていると通告書には記載していましたが、先般、県議会で鈴木知事が10月中旬から一ヶ月間で県庁に700件以上のクマに関する電話やメールがあり、その半数が駆除に対する県外からの批判的な内容だと説明がありましたので、少なくなつてはいるが、まだまだあるということで、ここは一部訂正いたします。

環境省では、9月施行の改正鳥獣保護管理法で制度化された「緊急銃猟」のマニュアル作成を推奨しています。

専門性を持った職員の配置や猟友会員、専門のハンターなど人的な体制が必要と思われます。猟友会員は先ほども8名と伺っておりますが、会員の現状やガバメントハンターの育成等を含め本町の「緊急銃猟マニュアル」作成の進捗状況を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 松田議員のご質問にお答えいたします。

猟友会会員は現在8名ですが、会員の高齢化による後継者不足が懸念されるため、新規加入者の確保が課題となっております。

現在、町獣友会で対応できていること、今のところ捕獲頭数が少ないと等から、現時点ではガバメントハンターの採用については考えておりません。

また、緊急銃獣マニュアルにつきましては、現在作成中で年度内の完成を目指しております。

なお、マニュアル完成前に緊急銃獣が必要となる事例が発生した場合には「熊が人の日常生活圏に侵入していること」など、法律で定められる4つの条件を満たしている場合は実施可能ございます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 ありがとうございました。マニュアルについては、年度内に作成をするということで答弁いただきました。マニュアル作成にあたっては、関係機関との連携が必要だと思いますし、銃器使用については、バックストップの確認や、使用者の技術、安全性の確保が重要となると思いますけども。実際を想定した訓練等を行っていく方向は、ありますか。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 今のところありませんけども、先日、五城目警察署の方とお会いした時に、来年度皆さんで集まって一回実地訓練等行いたいってこと伝えてはございます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 緊急銃獣を実施する条件ならない事が一番だと思いますので、その前の対策等、環境整備を徹底していただきたいと思っております。

ちょっと確認のためなんんですけども、八郎潟町鳥獣被害防止計画、既存のございますけれども、ちょっと確認で質問させていただいてよろしいでしょうか。

計画内容に、計画の取り組み内容に、「ツキノワグマについては人身被害の危険性が低い、又は農作物周辺に無いとみられる場所については、保護の観点から捕獲はしない」と記載があります。しかし、現在は捕獲をしなければならない状況です。また、課題の中で、先ほど町長も仰いましたけれども、実地隊の高齢化に伴い従事者の減少、日中勤め人が多く平日参加出来る会員が少ないとの記載もありました。

今後、緩衝地帯での管理強化等の獣の実施も進められると思いますが、この計画は8年度までの防止計画ですけれども、今年だいぶ状況も変わってきています。現状把握して、計画の見直し、重点的な対応の必要性もあると思いますが、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 今、議員の仰りましたマニュアルにつきましては、以前あまりクマの被害がない時に作成したものでございます。

この状況踏まえまして、今後大幅な改正が必要になってきますので、改正について検討してまいりたいと思います。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、よろしくお願ひいたします。

今、国は災害対策パッケージ、県は増員の会の推進、自治体で必要な財源を確保する方針も示していますので、当町被害の拡大ならないような施策を示していただきたいし、そして来年おそらく出没が多くなるであろう再来年に向けて万全な対策を取っていただくことを願っています。次に、

・広報7月号で狩猟免許や銃所持許可取得についてのお知らせがありました。今年の受験者は何名いらしたのか。また、獣友会員増員のためにどのような策を講じているのか伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今年度の狩猟免許の受験者はおりませんでした。獣友会会員の増員への取り組みにつきましては、町広報紙に狩猟免許取得関係の講習会・試験日の日程と併せて取得費用の助成について掲載しております。

また、狩猟免許の取得に興味のある方や、免許所持者で猟友会へ加入していない方等への声掛けなども行っているところでございます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 なかなか増員ならないってことは、とても残念なことです。

先日、実際活動している猟友会の方にお話を聞きました。8名いらっしゃるってことでしたけれども、実際に今動いているのは2名ということで、箱罠にかかると、駆除から処理まで担っているとのことで、お聞きすると想像も出来ないような苦労がありました。

やはり動ける会員の増員が一番だと思いますが、資格を取得しても銃器を所持し、実際銃を構え、標的に銃弾を放つ行動は難しいと思います。今、このベテランの実施隊がいらっしゃるうちに現場を踏んで後継者を育成する必要があると思いますので、どうかそのへんも、さらなるご検討を願いたいと思います。次に

・令和6年度の有害鳥獣駆除委託料15万円、鳥獣保護対策実施隊員報酬1万8千円を5名となっておりました。今年度は、委託料の他に新規に鳥獣被害防止対策協議会に交付金として計上しており、実施隊出動報酬上限3万円となっております。

先ほど、小柳議員の説明でも一日6,000円、半日3,000円で上限もおっしゃりておりましたけども、委託料及び交付金の詳細、根拠、今後の猟友会員への物的及び金銭的な支援について改めて伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 有害鳥獣駆除委託料につきましては、令和5年度7万3千円でしたが、熊の大量出没に伴う経費が掛かり増ししたことから猟友会と協議し、令和6年度に15万円に増額しております。委託料につきましては、駆除に関する経費・箱罠に設置する餌代や駆除された熊の解体に関する経費等に使用されます。

また、町鳥獣保護対策実施隊員報酬につきましては、令和6年度一人当たりの上限報酬は1万8千円でしたが、令和6年度に設置した町有害鳥獣被害対策防止協議会の設立により、国の交付金が活用可能となったことから、支出科目を報酬から鳥獣被害防止総合対策交付金へ移動し令和7年度は一人当たりの上限報酬を3万円に増額しております。今後の物的、金銭的な支援につきましては町猟友会と協議し、必要に応じて予算措置をしてまいりたいと考えます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございました。今、金額教えていただきましたけれども、さっきも箱罠4基があるということで。猟友会に聞いたら、4基ありますけれども、3基が実質稼働しているということで、箱罠数としては十分とのことでした。

ただ、会員は、箱罠見守りも含めて実際に稼働しているわけです。もし、箱罠センサーを設置するとか、そういうところに予算を付けるとか、もしくは、見守りに対してシルバーさんとか依頼するようなことはないのか、ということと、あと先ほども小柳議員もおっしゃってましたけれども、今後検討して、遡って報酬等を検討することも考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

もう一つ、委託料に餌代もありましたけれども、今回かなり餌代掛かっているかと思うんですけども、そのへんも足りていたのかも確認したいと思います。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今のご質問についてお答えいたしますけども、見守り等につきましては、シルバーとの話でございましたが、危険の伴う行為になると思われるので、そのへんはちょっと難しいのかなとは思います。

餌代につきましてですが、猟友会のほうに確認はしておりませんけども、足りないっていう話は現在きておりませんので、大丈夫かなとは考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 一度、お話しする機会があったら予算についても、もう一度精査していただいて、不足

分に対しては、もし出来るのであれば検討いただきたいと思います。

あと、もう一件、浦大町地区に柿が収穫されずにあります。持ち主は分かりませんけれども、収穫出来ない事情、例えば高齢者であったりするのであれば、収穫や伐採に予算を計上することは出来ないでしょうか。

誘引物を撤去しないと、いつまでも出没すると思います。各種対策に交付金等、支援の実施等していますので、そのへんのご検討は、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 先ほども答弁申し上げましたけども、いずれ果樹等の伐採については、真坂、浦大町、三倉鼻地区を最優先にして、国・県の交付金等活用して伐採のほう進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 すいません、何度もお聞きして。ありがとうございました。あと、

・定時の防災無線での注意喚起がありました。11月5日で放送は終了していますが、同じ内容が続いていましたので聞き流してしまったがちでした。また、LINE等で出没情報も届いておりますが、全町民には周知できていないと思います。目撃情報と追跡情報（結果等）をタイムリーに防災無線でお知らせしていただくことはできないものでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 現状では、行政報告で述べましたとおり、町内会長へ事前にお知らせした上で、市街地への出没、立て籠もりや果樹の木に留まっている等の不測の事態が発生した際に使用することとしておりますが、より効果的な防犯行政無線の活用につきましては、今後もしっかり検討してまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございました。ちょっと例え悪いんですけども、定時の放送ですと、あのイソップ童話のオオカミと羊飼いみたいな状態で、嘘の放送ではないんですが、「またかあ」と聞いてしまっている感がありました。本当に危機迫る時に緊張感が薄れてしまっているような気がしました。

先ほども町長仰いましたけれども、昨日の答弁で…あ、行政報告で、市街地に出没や立て籠もり等、不測の事態が発生した際に使用と仰っておられましたけれども、その不測の事態の線引き、もしくは、不測の事態が発生してからでは遅いと思われます。

今後、是非、必要に応じてタイムリーな防災無線のご検討をお願いしたいところです。クマのイメージ、強くなつて、一層、秋田県離れが進んでしまうことが懸念されますけれども、先日、隣の五城目町が幸福度一位ランクされました。9月の一般質問時、八郎潟町は健康寿命一番を目指すことを提案しました。今回は、クマ対策が徹底している町ランキング一位を目指すことを期待しております。次に、

2. 有能な職員の育成について伺います。

現在、町職員は60数名いらっしゃると思います。全職員、日々の業務にご尽力のことでしょう。一般職は定期的に異動になり、資格等専門性から同じ部署に配属の職員もあります。人事の規定からこれまで女性の管理職（課長）が少なかったように思います。（平成24年会計管理者）

また、一部の町民から「役場に入りづらい。仕事が忙しいのか挨拶する職員も少なく庁舎は明るくなったが雰囲気が暗く、さらに役場に行きたくない」という声もありました。会計年度任用職員もおりますが、町民は正職員と臨時職員との区別はなく、皆「役場の人」の認識です。

・先般、職員が懲戒処分となる事案がございました。どのような職場でも有能な人材育成は不可欠であります。新採用時やその後の職員研修（スキルアップ）等は適時おこなわれているか。上司の指導監督の現状と今後の体制を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 職員の研修としては、県・市長会・町村会合同による階層別職員研修がございます。この研修は、新規採用職員、3年目職員、主任級職員及び係長級を対象とした監督者級Ⅰ、課長補佐級・課長を対象とした監督者級Ⅱの階層ごとに毎年開催されております。本町職員も対象となる研修に参加しております。

また、この他に、行政の様々な課題に対応し、能力の向上を図る目的で、職員自らが知識・技能を修得する能力開発研修や市町村行政の諸課題に対応できる人材の育成を目指し、先進的な政策の情報や専門的な知識・スキルが修得できる千葉県で開催される市町村アカデミーなどにも参加しております。

また、非違法行為があった場合の所属長（課長）の指導監督としたしましては、業務上の注意喚起や二度と同じ事態を招かないような指導やチェック体制の強化など具体的な再発防止策を課内で共有しております。なお、今後は、倫理教育やメンタル支援、自己規律の醸成につながる研修等への参加や処分基準の見直し、チェック体制の強化などについて、検討していきたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、強いお言葉、ありがとうございました。過去にも不祥事ありました。町長は令和2年の不祥事の時、今後は職員の教育、管理の更なる徹底を図るとおっしゃられましたが、今回の不祥事でした。町民の信用失墜、不信感を与えた事は事実です。今一度、信頼を回復すると同時に職員の教育について一層厳しく取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

・人事は、年功序列で勤務年数とともに昇格するようなシステムになっていると思いますが、やる気と能力（資格等含む）のある若手職員・女性職員もたくさんいます。また、女性総理も誕生しました。女性管理職登用の現状及び今後の有能な若手職員や女性の人事や管理職登用についての見解を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 現在、町の管理職は8名となっており、女性の管理職はありません。また、職員の人事については、能力と実績を重視した評価を前提とし、年齢や性別にかかわらず昇任や管理職への登用を行うべきと考えております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございました。若者や女性も持てる力を十分に發揮出来る職場づくりを。まず役場から示し、若者や女性から選ばれる魅力的な町づくりをしていきたいと思います。

・職員の姿勢について確認です。こども達には挨拶運動を推奨していますので、私達大人も率先して挨拶を心掛けてはいかがでしょうか。最低でも相手から声をかけられたら、笑顔で答えるような職員（臨時職員も含む）の育成を望みます。いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 議員言われるように、あいさつは人ととの信頼づくりの基本であると考えます。あいさつを子どもに励行させるだけでなく、大人、特に町民と日常的に接する町職員自らが率先して実践することが重要であると考えておりますので、接遇意識の向上に取り組んでまいります。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 今後どうか、町全体で取り組みをお願いしたいと思います。職員の教育等について、ちょっと耳障りなお話をさせていただきましたが、お褒めの言葉をいただいておりましたので紹介しております。ケアマネ在職中、一人暮らしの高齢男性を担当し、家族は町外在住でした。家族は町からいろんな通知が届いても、すぐには対応出来ないため役場に電話で問い合わせることが度々ありました。その度に丁寧に職員が対応くださって、来庁せずに手続きが済み、八郎潟町職員は素晴らしいとのお声も聞いておりました。議員になってから、その家族にお会いした時に、「役場に行ったら御礼言っておいてね」と言わされたことがあります。この場で、利用者家族に代わって御礼申し上げます。

今後は全てにおいて、高評価がいただける事を願っております。どうぞよろしくお願ひいたします。最後に、

3. 健康寿命の延伸の取組について伺います。

先般、秋田大学医学部創立50周年記念講演会（秋田大学医療フォーラム）に興味を持ち「あきた芸術劇場ミルハス」に足を運びました。「いのち輝く『あきたの未来』へ」をテーマに、がん患者の支援と治療、研究に関わる専門家3名の方と舌癌の治療を乗り越えたタレントの堀ちえみさんの講話を拝聴しました。

2024年の高齢化率データで、秋田は全国平均29.3%を大きく上回る39.5%で全国トップ。2050年予想では、秋田はその時も一位で49.9%。全国平均は37.7%となっているようです。

いわゆる20～30年後の日本の問題が今、秋田で起きているということです。各部位のがんの死亡率もワーストの秋田が、がんとの戦いを今克服出来れば全国の見本となることを話されておりました。

堀ちえみさんは手術したり辛いリハビリを重ねる中で、舌の痛みに苦しんでいた時に「早く専門家を受診すればよかった。周りの誰かが気付いて病院に連れて行ってくれたらよかったのに」と後悔したそうです。

がんは早期発見・早期治療がいかに大事であるか、そして適切な治療を受けることで現在の医学ではがん細胞だけを攻撃する免疫療法なども進められているようです。

一方、2023年度の全国の医療費が4.8兆円と過去最大になっているとのことです。秋田県では3,764億円、一人当たりの医療費は41万1,800円。

当町でみると、一人当たり（一ヶ月）の医療費が2022年には38,390円に対し、直近の2025年8月40,675円、9月40,689円となっております。

高齢化と疾患の発見が医療費増に拍車をかけているのかもしれません、早期治療は高額な医療費の抑制にもなるのではないでしょうか。

当町でも、がんの早期発見・早期治療を奨励しております。9月の質問時は「胃内視鏡検診」は昨年度より今年度の予約が増えているが、胃及び大腸がん検診受診率が伸びてきていません現状を伺いました。

・第7次八郎潟町総合計画における「各種健診及びがん検診受診率の向上」に向けての施策を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 健康受診の延伸や重症化予防の推進により、医療費を軽減することは、誰もが健康で住みやすい、まちづくりに不可欠な重要施策と考えております。

本町では、健康診断やがん検診の受診率向上を国の方針と地域の実情を踏まえ、総合的な施策として位置付け、第7次八郎潟町総合計画に、主要施策として掲げております。

第一に、検診についての啓発と動機付けの強化が挙げられます。検診受診への意義を理解してもらえるよう、様々な方法で周知を展開します。町広報誌や町公式LINEなどのSNSの活用や各種保健事業での周知活動、個別受診の勧奨などを実施してまいります。特に、特定健診につきましては、受診しない方を把握し、通知の文面やデザインを工夫したりして、未受診者の行動変容を促す通知を作成し、自発的な受診の動機づけを高めます。

第二に、検診の受診体制整備、受けやすい環境整備に努めます。集団健診の時間指定ができる予約、医療機関方式の検診種目の拡充Webでの申し込みを行い、受けやすく、分かり易い健診事業を目指してまいります。

また、健診受診後は、重症化を予防するために、健診結果を基に個別に説明する説明会を開催し、生活習慣を改善するアドバイスや精密検査受診の支援を強化してまいります。

第三に、健診データを活用し、評価分析、改善をしながら、各取り組みを検討してまいります。受診率を評価指標とし、受診率が低い要因を年代別や性別ごとに分析し、問題解決に向けた取り組みを検討しながら、事業に反映してまいります。

また、厚生労働省が検討している「がん検診受診歴把握事業」は、町の住民検診のみならず、保険者や事業主で行われる職域検診や個人が任意で受けるがん検診の受診状況を把握し、正確な未受診者を把握でき、ターゲットを絞った未受診者への受診勧奨が可能になると思います。町としては、国が進める自治体検診DXを注視しながら実施に向けて検討してまいります。

今後、人口減少により、健診事業においても実施方法などの変更が余儀なくされることが予測されますが、がん検診での早期発見・早期治療は生存率の向上に直結するものであり、特に健診事業は、町民の健康長寿を支える重要な施策と認識しております。国の

枠組みとも整合させつつ、地域の実情に即した実効性のある施策を推進し、受診がより身近で便利なものになるよう取り組んでまいりたいとは思います。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 細かく取り組んでくださること、とてもありがとうございます。

第7次総合計画の素案において、第6次計画では、健康づくり施策の満足度が高い評価を得ているということでした。今後も町民の健康管理の意識を高めるとともに、介護や医療費の抑制推進を図り、各種検診の受診率向上により健康寿命の延伸に取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて6番 松田真寿美君の一般質問を終わります。
次に、11番 小柳聰君の一般を行います。はい、小柳聰君。

11番 小柳 聰 11番の小柳聰でございます。

今回、一般質問者が8人いる中で、4番バッターを務めさせていただきます。

クマの話題もタイムリーなだけに、5人質問されますが、そこも3番目ということで、中軸の順番になろうかと思います。クマの話題だけでなく、部活動地域移行関連の話題も、若干、京極議員と内容が重複することがあろうかと思いますが、ご了承をいただきたいと思います。

今回は三つの表題に分けて質問いたします。

1. クマの異常出没に対する対応は

一昨年も、今年の6月議会でも議会の場で再三クマの話題を出してきましたが、今般の異常なまでのクマ出没による被害等の状況を鑑み、今一度クマの話題を取り上げることに対しご理解をいただきたいと思います。

一昨年も大きな話題となりましたが、今年は過去最大級のクマの出没があり人身被害等も比例して大きくなっています。全国的な話題になりつつありますが、とりわけ秋田県の被害が深刻であることは皆さんご承知のことだと思います。捕獲頭数も秋田県全体で11月15日時点の速報値では捕獲頭数は2,183頭に上り、一昨年の2,334頭を大幅に上回ることは確実です。今年の特徴として生活圏にクマが出没するケースが増え、我々人間の行動変容も増えてきていることを至る場面で実感しています。

今回の質問では、今年度の被害状況や制度が変わった上で当町はどのように対応していくのかといったところを掘り下げていければと考えております。

まずは、クマの出没エリアが一昨年と比較しても広範囲に亘っている点です。街中にクマが出没することが一般的になっていることが問題と考えますが、今までの箱罠設置場所では不足を感じないかという視点です。もちろん箱罠設置にも予算や人的労力、そして設置することによって見回りをする手間が増えるといったところも考えられます。

一方で、本町の実情を鑑みれば、現実的な対応策として有効だとも考えます。

政府も「クマ被害対策パッケージ」を取りまとめ、対策費用の検討も遡及して含めて行うと決定しておりますけども、

○町内広範囲での目撃情報があるが、箱罠の増設は検討しているか

という、ちょっと先ほどの答弁と重複するかもしれません、よろしくお願ひします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

箱罠の設置につきましては、最も目撃情報の多い真坂地区に常時設置しており、浦大町地区には目撃情報があった際に場所を選定し、設置することとしております。先月は賽ノ神公園付近で親子熊の目撃情報が相次いだため、町獣友会立ち会いのもと、産業課と建設水道課の職員で箱罠を運搬・設置し親子熊2頭が捕獲されております。町内の他の場所への箱罠設置は、熊の誘引につながる恐れがあることなどから

立て籠もり等の緊急時を除き設置は考えておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、ご丁寧に、答弁ありがとうございました。

ちょっとじゃあ、まず、考えていないといったところもお伺いしましたが。仮に、これ

は町内会から、町内会等から、やっぱり「出没が増えているから、ウチのほうにも置きたいな」と、そういう相談があれば、設置も検討していくのかつていったところを、ちょっとお伺いしたい。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 箱罠を設置するためには、エサを、もう一緒に取り付けなければいけないってことで。クマの臭覚は犬よりも臭覚が優れているってこともありますので、それが誘引に繋がる可能性もございますので、ちょっと難しいのかと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、ありがとうございました。理解、そういった視点も理解いたします。
クマの目撃位置情報などを考えれば一定数は川を泳いだ移動もしていると考えます。
河川管理の関係上、県へのお願いになるかもしれませんけども、川崎地区から国道に向かう川沿いの藪やクルミや柿の木など管理されていないと感じました。そこで河川の周辺の木の伐採が必要ではないかと考えます。そこで、質問いたします。
○河川流域の伐採や藪払いを実施してほしい、お願いしてほしいという事なんですが、見解を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 馬場目川沿いの藪や果樹類につきましては、熊が好む隠れ道になるほか、クルミや柿の実は誘引につながることから、今後県に対し実施要望してまいります。
なお、河川敷の雑木処理につきましては、これまででも議会や町内会要望として取り上げられており、馬場目川の流下断面の確保と、住宅沿線の環境保全として、毎年県へ要望しているところでございます。今後、県の馬場目川に関する、熊対策としての動向を注視しながら、柿や栗の果樹を含めた伐木処理を要望してまいります。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、ご答弁ありがとうございました。
毎年、県に要望していただいているといったところもお伺いしました。
ただ、一方で、今回、こういったクマが出没している、この緊急度を更に付け加えて要望していきたいとお願いをしておきます。
続けてまいります。
今までの常識では考えられない場所に出没するケースが増えまして、子ども達が集団登校で登下校を出来ない状況が11月は続いております。雨の日などは子どもを車で送ることもありましたが、それでも傘を差して集団登校している子ども達を見て、私、送りながら微笑ましく感じておりましたけども、今では朝、子どもを車で送る時には誰も歩いて登校しておりません。ほとんどの家庭で送迎をしているのが実情です。朝は対応できるのですが、学校終わりのお迎えが大変だという話をよく伺います。実際は、お迎えは祖父母に頼んでいるケースが多いそうです。現在は一時的なものだと思って大きな話にはなっておりませんけども、これ送迎問題が来年以降も続くと、「しんどい」という声がございました。そこで、お伺いをいたします。
○現状の送迎対応に対する認識、今後の課題について教育長に、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご質問にお答えします

議員がおっしゃるとおり、小中学校では10月中旬から、登下校はできるだけ保護者が送迎していただくようにお願いをしてきております。当初は暫定的な措置である予定でしたが、ご承知のように気温が下がってもクマの出没は減少せず、むしろ出没範囲が市街地に広がる傾向がありましたので、現在もそれを続けているという次第です。

先ほどもありましたが、県のツキノワグマ出没に関する警報が、12月31日までに延長されました。これを受け、本町でも冬休みに入るまでの期間は現在の取り組みを継続するという所存であります。保護者の皆様にはたいへんご負担をおかけしますが、県内のほとんどの学校でもですね、同じような対応をしております。どうか、ご理解とご協

力をお願いしたいと考えております。

なお、年明けに関しましては、今後の熊の出没状況や他市町村の対応について十分に情報を収集し、関係者と協議を重ねた上で、本町としての対応の仕方を決めてまいろうと思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、ご答弁、ありがとうございます。

もちろん現状の送迎は推奨というかたちで強制力はないものなんですけども、この状況が今後も続していくとなると、何かしら、来年以降ですね、何かしらの処方箋を困っている方に対して講じていくことも検討しなくてはいけないものと考えます。

山形市ではですね、今回、今年、スクールタクシーとして相乗り形式で利用しているといった事例もございました。お隣の五城目町もスクールタクシーを実施したと話題になっておりましたので、そこは確認しましたけども、それはスクールバスの延長線上のようなかたちであって、私の思い描いていたスクールタクシーのかたちとはちょっと違いましたので…違いました。

全体的な支援として、そういう広げる必要性は感じないんですけども、仮に本当に困っている方がいるとしたら、もちろん受益者負担もいただきながら、そういった選択肢も検討していくことも良いのではないかと考えます。今後ですね、

○送迎困難者に対する支援を今後に向けて検討してはどうか、といったところを重複するかもしれませんけれども、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 現在のような状況が今後も続き、送迎が困難だというご家庭が増えましたら、子どもたちの安全確保のために何らかの対応策を講じるつもりであります。他市町村との情報交換、そして、国や県からの通知等を参考にして有効な方法を探ってまいりたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 これ、ちょっと通告してないので恐縮なんんですけども、クマのこの一連の件があって、学童の利用というものが、私は来年以降、学童利用者が増えていくんじゃないかなあと、こういった状況が続くとですね、割合的に。今、実際どういった、ちょっと肌感覚でいいんですけども、学童利用が、この秋、この件によって増えたとか、そういった事例があれば、もしあれば、お伺いします。あ、あ…

議長 柳田裕平 はい、松田福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。クマが出ても学童保育の人数に関しては何も変わらず、増減もありません。ほぼほぼ小学生に関しては、学童利用されていらっしゃる方ですので、増減ってものはありませんでした。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 これ今、なんで確認したかというと、やっぱり一応、送迎を一緒になってやってくれるので、そこが一定の安心感があるのではないかなあといったところで、これが多分、来年以降もしかしたら割合が、送迎が難しいという家庭は受け皿を求めてくる可能性もあるっていったところを共有したいがためにお伺いをいたしました。

では、続けてまいります。

クマの発生に対してLINE通知で危険を呼び掛けることは、とても効果的に、出没エリアとかも感じておりました。私自身も近隣にクマが出た場合などに、自らのSNSでその画面をスクリーンショットして呼び掛けを行っておりますけども、それで八郎潟町のLINEというものを知る人もおりました。とてもタイムリーなツールでもありますし、継続をしてほしいと思います。また、広報ではクマの捕獲頭数を掲載しておりますけども、これも目安になって分かり易いとは思います。

○LINE通知や広報での捕獲頭数を掲載することは継続して欲しいとおもいますが、答弁をお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町公式LINEによる情報発信は、タイムリーにお知らせすることが出来ますので、今後も引き続き発信してまいります。それと、捕獲頭数につきましても、町公式LINEの活用を含めまして、今後検討してまいります。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 先ほども何度も防災無線の定期的な注意喚起というのも、目撃情報があった時にいろいろな角度から発信したほうが効果的だと考えますので、是非よろしくお願ひいたします。続けて、

秋田県内で横手市や仙北市などで緊急銃猟を実施して遂にクマ対策もここまできたのかと思った次第でございます。

11月21日には、大仙市でも緊急銃猟を中仙地域で実施すると当日の大仙市LINE等でも案内がありました。ただ、現場からクマが消えたってことで中止となりましたけども、ニュース等でも緊急銃猟の実施というものは近隣も含め関係各所への要請もあって、なかなか簡単なことではないと痛感をいたしました。

ただ、街中にクマが居座り続けたらと考えれば、そういう可能性もあるのではないかと考えます。そこで、質問いたします。

○人の生活圏で居座り続けたクマがいた場合に対し、本町は緊急銃猟の可能性といったものは、どういう感じになるでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 緊急銃猟については「熊が人の日常生活圏に侵入していること」など、法律で定める4つの条件、これを満たしている場合は、実施が可能性でございます。

1. 熊が日常生活圏に侵入していること
 2. 人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
 3. 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
 4. 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと
- これが条件でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 四つの要件を丁寧にご説明いただきて、ありがとうございます。

ちょっと、この中で、銃猟が誰が担うのかといったところは、おそらく、猟友会の皆さんだと思うんですけども。それ以外の選択肢といったものは、あったら、可能性として結構ですので。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 緊急時、例えば、立て籠もり等あった場合につきましては、県職員に依頼しまして、麻酔の発砲とか、は出てくると考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、ありがとうございます。まず、関連するので続けてまいります。

元自衛官・警察官、また狩猟免許を持つ自治体職員に対して「ガバメントハンター」として任用する支援策というか政策も検討されております。猟友会のメンバーから育成をすることも検討されていますけども、八郎潟町としては猟友会の人員が近隣自治体と比較しても不足していることから、そういう前の方々に協力を依頼することも有効ではないかなあと考えますけども。先ほど来からも、質問重複しますけども、

○ガバメントハンター制度が動く場合、当町はどのような対応をとるのか、っていったところを質問いたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども答弁いたしましたけども、連携して今、対応できていることや、今のところ捕獲頭数が少ないとことなどから、現時点ではガバメントハンターの採用については考えておりませんけども、今後、会員には狩猟免許を所有している一部事務組合の職員がおりますので、派遣が可能かどうか、これも検討してまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 より実務的なお話も、事例ありがとうございます。

ガバメントハンターも単独自治体での確保が難しい場合は、広域的な協力をお願いする場面が増えることも予想されます。実際に山形県では単独自治体では獣友会や職員の人手不足問題を背景に自治体と住民の間に入る、また専門的な助言や指導を行うことを目的に「中間支援組織」の設置を検討しております。

緩衝帯の整備も含め、中期的には棲み分けを出来る体制整備など広域的な連携を模索する場面は今後増えるのではないかと考えます。そこで、質問いたしますが、

○広域的な連携の必要性をクマ対策で感じているか。っていったところをお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今のところ、広域的な連携の必要性は感じておりませんけども、町獣友会員の高齢化による後継者不足が懸念されていることから、今後、熊の出没増加や獣友会の状況によっては、箱罠の設置や捕獲後の駆除など広域的連携も視野に入れながら考えていく必要があるかと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 街との境界線とかも出没エリアだったりするので是非、広域的な、どういった協力が出来るのかっていったところを近隣町村と、境界を共にする自治体の皆さんと相談をしながら、進めていただければと思いますので、ここで第一問を終わります。

議長 柳田裕平 ちょっと暫時、休憩します。小柳君、途中でまた終わると困るので、暫時休憩して、昼食の時間にしたいんですけど、よろしいですか。

11番 小柳 聰 大丈夫です。

議長 柳田裕平 いいですか。

11番 小柳 聰 はい。

議長 柳田裕平 それでは、暫時休憩。昼食時間。午後は1時30分から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(午前1時50分)

(休 憩)

(再 開)

(午後1時30分)

議長 柳田裕平 それでは午前中に引き続き、小柳聰君の一般質問を再開いたします。はい、11番 小柳聰君。

11番 小柳 聰 はい、11番。それでは、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

質問に入る前に、午前中の議事録の発言の訂正を、お願ひいたします。

「はこわな」という言葉を何度か私、無意識のうちで、「はこなわ」と発言していくとようございます。全て「はこわな」と訂正をいただくようお願いを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

二つ目の質問、

2. 新総合防災情報システム（S O B O—W E B）の活用を

近年は気候変動の影響か「記録的な豪雨」という言葉を毎年のように耳にするほど、自然災害の猛威というものが隣り合わせになってきているものを感じています。また東日

本大震災を基準に考えれば、我が国の地震の発生回数は、それ以降確実に増えてきております。

一昨日も青森県東方沖でマグニチュード7.5の地震が発生したのは皆様の記憶にも新しいものと思います。私の妻の実家の自治体もテレビニュースの映像で流れるぐらい私自身も、その夜は大変心配をして夜を過ごしました。

自治体として被災することもあれば、今回のように市町村の枠を超えた広域災害も起これますし、広範囲に及ぶ災害であれば県境をまたぐ災害も当然ながら考えられます。当町のように小さな自治体は範囲も限られているため、そういう災害で職員も被災する可能性があり、いざという時のためにデジタル化に対応していく必要性を感じております。

そこで、広域災害時にも自治体間の情報共有にも役立つ「新総合防災情報システム（S O B O—W E B）との連携・利用拡大の推進を進めることで防災DX化に繋がるものと考えます。

「新総合防災情報システム」とは、災害情報を地理的空間情報として共有するシステムであり、災害発生時に災害対応機関が被災状況などを早期に把握・集計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像を把握し支援することを目的としています。令和7年3月末時点では、利用対象機関の60%程度の申し込み状況だといったところを伺いました。そこで、お伺いをいたします。

○新総合防災システムに対する当町のアカウントの登録状況をお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 運用開始時の令和6年4月に登録をしております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、ありがとうございます。それでは続けてまいります。

災害時、それが長期化すると備蓄している物資だけでは数日で枯渇する可能性がございます。国の支援は緊急及び短期的にはプッシュ型支援、出来る限り早急にフル型（要請対応型）に移行していくとされています。内閣府では、平時には地方公共団体の物資の備蓄情報を迅速に把握し管理することができ、災害時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送に必要な情報を共有し、調整を効率化することで迅速に被災者への物資支援を実現するシステムを運用しております。令和7年4月から物資支援業務に精通していない職員でも利用しやすいシステムに改修し新物資システム（B—P L o）として運用を開始しております。

2025年5月7日時点で1,788の自治体がこのシステムに登録しております。
そこで、お伺いをします。

○本町の、それに対する登録状況とアップデートの状況を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「物資調達・輸送調達等支援システム」は、令和2年4月から運用を開始しており、運用開始時に登録しております。

アップデートにつきましては、直近では、令和6年12月に行っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 すみません、じゃあ、令和6年12月にといったところを伺いました。その前というのは、ちなみに、どのくらい前に更新したかというのは、もし、お分かりでしたら、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 すみません、その前までの時期まで等は把握しておりません。すみません。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 これはですね、一年単位では非、更新をマメにしていただきたいといったところも、年

度で多分、変わってくるものもあると思いますので、そういったところを更新していくだきたいと思います。

いざ災害が起こるとですね、被災した自治体では短期間で膨大な災害対応業務が発生いたします。

被災者台帳作成業務などは行政手続きの電子化やシステム整備が有効な手段であり、令和6年度に内閣府が実施した「被災者支援システム等の導入・活用実況調査」ではシステム利用が約40%、アナログでもらった情報をExcelなど内製で対応したのが約10%、システム導入なしといった返答が約50%であったとされております。

そこで、お伺いをいたしますけども、

○当町で被災者台帳を作成する場合には、現状どのような対応となるか、っていったところをお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町では、被災者支援システムは導入しておりません。災害発生時の被災者情報については、パソコンの表計算ソフト（Excel）で管理をしております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 システムが導入してたけども、まずExcelで管理をしているというところは分かりました。システムを使うことによって関係課の間でリアルタイムで管理、確認出来るものになると思いますし、住民基本台帳と自動連携することで、避難行動要支援者名簿の更新作業等の大幅に簡略出来るものだと思います。

そういう意味で職員や避難者双方の負担の軽減に繋がっていくと考えますので、是非システムの利用といったところも併せて今後検討していただきたいと思います。

まとめとして、災害は、いつ起こるか分からないというのが、今までの話であって、いつでも起こりうるという気持ちで有事に対する備えというものをしていくかなければいけないと思います。

そういう気持ちは、いざという時に対応可能な体制を整備していくことで、安心、安全な町づくりに進めていただきたいと思いますので、最後にちょっと、そこについて、システムの今後の利用等も含めてやっていただきたいと思いますので、最後に、答弁いただけますでしょうか。あの、感想的な答弁で結構でございます。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 被災者台帳の支援システム、近隣の町村で導入している所へ、お聞きしてみました。確かにシステム、便利な面もあれば、なかなかちょっとやっぱり使いづらい面もあるということで、そういうことも多々あるようですので、他の自治体、導入している自治体の状況を検討しながら、まずはそのシステムについては、導入については検討していくたいと思います。

使っての所を見ますと、罹災証明書、あとは災害見舞金の支給状況、固定資産税の減免、保険料の減免の状況とか、そういう一連情報管理しているようです。

やはり、最近、近年、気候の温暖化によりまして災害等も多数発生しておりますけども、やはり人事異動等で新たになった方、システムの利用についてのマニュアル等残していくべきいいことですけども、あったとしても、いざ利用するとなれば、なかなか手間取るところがあるという話でございましたので、そのへんも踏まえまして、いろいろ検討していきたいと思います。思っております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 まずは是非、災害等その時に、その職員がいれるかといったところが分からぬ面もございますので、是非、各課、横断出来るような体制も取っていただきたいと思います、二つ目の質問を終えます。最後に、

3. 部活動の地域移行はどのように変わるものか

この話題も過去に再三、議会の場で質問をさせていただきましたけれども、今回も現状と今後の見通しについて質問いたしますことにご理解をいただきたいと思います。

部活動の地域移行は2023年～25年度を「改革推進期間」と設定し、休日の段階的な移行を目指しているものと認識しております。この10年間で生徒数が約2割減少し

ている本県では従来の学校単位での部活動を維持するのが困難になっているということは言うまでもありません。近隣と連携して取り組む必要性はもちろん感じておりますけども、近隣の大潟村さんでは2026年8月に部活動を終了し、部活動の地域展開の一環として「大潟地域クラブ」として動き出す方針が示されております。

運営はNPO法人が担うようですが、明確にこの方向で行くという姿勢を示したことには少なからず、近隣町村として驚きも含めいろいろな感情が湧きました。

そこで、お伺いをいたします。

○八郎潟町の部活動地域移行の現状をお伺いをいたします。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 ご質問に、お答えします。本町では、スポーツ庁が案として示した指針を参考に、休日の活動については、令和7年度末までに、可能な競技を地域クラブ活動に移行するということを目指して実践を進めております。各スポーツ団体には、部活動地域移行の実施の見通しと基本方針等をお示しし、地域クラブとして休日の活動の受け皿になってくださいるようにお願いをしております。

また、教員がいなくても、休日の活動が実施できるような体制づくりを、体制を整えております。

八郎潟中学校では、今年度、中体連秋季大会以降に、休日の活動を可能な限り地域クラブ活動として実施し、教員が参加しないようにする取り組みが進んでおります。ただし、各種大会に参加する場合、また外部指導者が、どうしても練習に来られない場合など、教員がどうしても、その練習に参加しなければならない、そういういた状況もありますので、その時は教員も参加し部活動という扱いしております。

一方、競技によっては、平日の活動も外部指導者が指導している、実質的に地域クラブの動になっているものもあります。さらに、吹奏楽部に関しては、クラブ活動の指導員がどうしても見つからず、現在も休日も部活動という形で実動を続けております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 今、教育長からのお言葉で、教員がいなくても実施出来る体制を目指しているといったお言葉がございました。これは大会じゃなくて練習も含めてといった意味合いで、よろしいでしょうか。はい、じゃあ、ここでちょっとお伺いしたいんですが、南秋4町村で、いずれ拠点校方式という言葉で合同チーム方式が話し合われたと思いますけども、今現在の結論というか、今現在の現状というのは、どのようにやっているのかというところを伺います。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 直近の話し合いが11月27日に行われました。その場でですね、4町村、大潟村を含めてですね、4町村合同によるクラブチームを運営していくということで合意形成がなされております。

今後、新たな形で地域移行、地域展開とは言っていますが、進んでいくものと思われます。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 ちょっと確認的な話になってきますけども、4町村で合意してるといったところ伺いました。

例えば、これは大潟地域クラブというのがあれば、そこに八郎潟の人が参加するっていうところも、やぶさかではないっていうような認識でしょうか。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 その実施の形については、これから協議を深めていくことになると思いますが、いずれ既存のクラブ活動がもしあるとすれば、それを活用するという手も、一つ考えられる手段であると思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、まず、このテーマは、これからも多分、質問があると思いますので、私は、ここへんにしますが。では、

私自身、これから中学校に入学する子どもを抱えております。活動しているスポーツ競技でも、他の競技に至っても、当地区では合同チームが複数存在しております。過去にも合同チームの問題は議会の場でも問題としておりますが、今後も同様の問題が起きかねないことを保護者としても心配しているのが実情でございます。それは大きくは、合同チームの引きはがしが起こる可能性でございます。敢えて一例として出しますが、我が息子が八中バスケットボール部に入部するとします。現状は八郎潟の部員6人井川の部員が1人の合計7人で活動をしています。そこに仮に八郎潟から現在ミニバスで活動している3人と井川のミニバスで活動している児童が仮に4人入部すると仮定します。実際にミニバスで活動している選手はもう少し多いのですが、クラブチームに行く・行かないで悩んでいる児童や競技変更などで、そのぐらいだと、実態として、そのぐらいだと聞いております。従来の流れであれば、4月から中総体までは八郎潟の6人と新1年生の3人で一チーム、井川は3年生1人と新1年生4人で一つの、二つのチームに分かれることになります。

7月から夏秋冬を共にしたチーム練習も半分意味を無くすることになります。加えて言えば、中総体が終わると八郎潟はチームの人数が満たなくなり、また合同チームの受け入れ先を探すことになります。

そして、そのチームも馴染んできた頃には、また現在の5年生が入部することで引きはがしの可能性が再度生まれる、こういった状況が生まれるのは、子どものためになるとは保護者としても思えません。

○地域移行を進めるにあたっては、こういった負の制度を改善していく意識改革が必要ではないかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢

議員がおっしゃる通り、人数によって合同チームを組む相手が変わってしまうということは、いろいろな不都合が生じる原因にもなりますし、子どもたちにとっても、保護者にとっても、また、指導者にとっても受け入れがたいことであると共感いたします。

しかし、県中体連の各競技の専門部において、日頃生徒の指導にあたっている学校の教員がですね、関係者のいろんな心情を加味して検討を重ねた上で、様々な角度から考えて出した結論が現在の方法なのであると思います。つまり、それが最善の方法であるという判断をされて、なされたのではないかと想像いたします。

そうであれば、我々は、それに従うしかないのかなと、そういうふうに考えます。

今後、地域移行を進めていく中で、同様な問題が出てくる事が十分考えられます。その場合はですね、また新たにですね、様々な角度から議論を重ねて、最善の方法を見つけていくべきであると考えております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聰君。

11番 小柳 聰 今、中体連の専門部の問題でもございますし、ここで私が視点としてお伝えしたいのは、実際に、このような懸念があつて中学校に行くよりもクラブチームに行くって選択をする子どももいらっしゃいます。

ここでちょっと付け加えておきたいのは、過去にも一回言ってますけども、競技人数が最低限いればいいという認識がもう、少し、時代錯誤になってきているのではないかと、私は考えます。そういったところを是非もし、教育委員会として中体連に伝える場面があるならば、そういったところを伝えていただきたいと思います。是非そこも、よろしくお願ひいたします。そこで、

○地域、単独でのクラブ化と広域でクラブ化することを競技に応じて両面で検討はどうかと思いますが、それについてご所見をお伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢

先ほど4町村での合意がなされたという話をしました。その場では今現在、活動している子ども達の活動を保障するっていうことが第一の目的となっておりますので、まずはその場を確保するために、どういった取り組みが出来るかっていうのを考えていると

いう、そういう、つまり、競技によってというよりは、全ての競技について、クラブ、地域クラブの移行を検討していくところになります。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 はい、まあ、はい、ありがとうございます。なんだか、分かり…それで、じゃあ、
○地域移行の今後のスケジュール感というのは、今、話し合いの中で進めていくと思
いますが、どのように描いているか、もしいま、確定している部分だけでも、もしよけれ
ば最後にお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 結論から申しますと、スポーツ庁で示してある指針に従って進めていきたいというのが現在の考えです。具体的には、先ほど議員も仰いましたが、この後、令和8年度から10年度までを改革実行期間の前期とし、この期間の中で休日の活動は全ての部活動が地域クラブに完全移行する、また、平日の活動についても、条件を整備しながら地域クラブへの移行を進めていくということになっております。

また、令和11年度から13年度までの3年間は、改革実行期間の後期ということで、この3年間で平日、休日を共に部活動の全てを地域クラブに移行する、そういうふうな期間となっております。

これを参考にしながら、今後4町村で協議を進めてスケジュールを考えていきたいと思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳君。

11番 小柳 聰 休日と平日の、令和8年から10年まで、おそらくその並行してという意味合いたと思うんですけども、なかなかね、まずこれは、心情としてですけども、最後に言っておきたいのが、休日と平日分けるのに、あまり私自身は、そんなにを感じておりません。本当は一本化出来るのが望ましい姿だと思いますので、そこはまず、今後の課題だと思います。ちょっと私からも課題意識を共有させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて11番 小柳聰君の一般質問を終わります。

次に、5番 伊藤章君の一般を行います。はい、5番 伊藤章君。

5番 伊藤 章 番号5番 伊藤章です。私からは、

1. 本町の実情を踏まえて子ども・子育て支援体制に向けて、質問いたします。

近年、少子高齢化の進行、核家族の進展、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化などにより、子ども・子育て家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

本町でも、子どもの成長のために適切な環境を確保し、子育てで孤立感や負担感を減らすために、地域全体で子どもの成長や子育てに関わることが求められるため、平成27年3月に「八郎潟町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から令和元年度）が作成されました。また、5年後の令和2年3月には「八郎潟町第2期子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度）が策定され、教育・保育について必要な量の見込みを定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援事業についての提供体制を整えてまいりました。

引き続き教育・保育の提供量を重視し、子どもと子育て世代が健やかな生活を送ることができるよう、子育て支援の各事業を地域の理解と協力を得ながら計画的に促進するため、令和7年3月に「八郎潟町第3期子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度）が策定されました。

また、この第3期計画は、地域子ども・子育て支援事業の提供体制や質の高い教育・保育の確保・提供のほか、地域社会として取り組むべき子ども・子育て支援の方向性について、ニーズ調査や本町の子ども・子育て会議への意見聴取などを行い、町の実情を踏まえた計画とすることで、より確実な取り組みの実施・進捗の確認・改善などが期待できると示されております。そこで、質問です。

1点目は、第2期計画の25事業評価について

- ①事業評価について、どのように実施したか
②評価が高かった、または、低かった事業は、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

事業評価についてどのように実施したかについては、第3期計画策定時に担当職員が、事業実施者のこども園や各担当の町職員から実施状況を聞き取りし、確認をしました。また、各事業の達成度は、簡易的な進捗評価になりますが、予定どおり確保できている場合は100パーセントとしております。

次に、評価が高かった事業については、「幼保連携型認定こども園」「延長保育事業」「一時預かり事業」「学童保育」など、18事業になります。

また、評価が低かった事業については、未実施の「休日保育事業」、予定の半分程度の「一般事業主行動計画策定の推進」等になります。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 先ほど評価が高かった事業、18事業とありますので、今後とも是非この事業を伸ばしていただきたいと期待していますので、よろしくお願ひいたします。次に、

2点目は、第3期計画の策定にあたり基本資料として、就学前児童及び小学生児童の保護者に対し、教育・保育事業の利用状況や利用意向についてニーズ調査を実施した結果についてですが、

- ①保護者から最も強化してほしい事業
- ②期待されている事業
- ③危惧されていることなどは、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 子育て支援に関するアンケート調査の有効回答率は、「就学前児童世帯向けアンケート」が79.2%、「小学生世帯向けアンケート」が85.0%となっております。その中で、「八郎潟町に対して、もっと力を入れてほしい子育て支援策はありますか」という設問に対して、就学前児童世帯向けアンケート調査では、1位が、子育てにかかる経済的負担の支援で61.4%、2位が、親子で楽しめるイベントの開催で43.9%、3位が就労の有無にかかわらず誰でも気軽に利用できる多様な子育て支援サービスの充実が40.4%になっております。

小学生世帯向けアンケート調査では、1位は、同じく子育てにかかる経済的負担の支援で62.6%、2位は、子どもが事故に遭わないための安全な環境の整備で35.2%、3位が親子で楽しめるイベントの開催で33.0%になっております。

期待されている事業としては、「ファミリーサポート・センターの実施」や「家事・育児支援サービス」が挙げられます。

危惧されていることは、インフルエンザやコロナ等にかかった場合に病児保育を利用しますが、預け先にも医学的知識が一定程度求められるため、ハードルが高い状況です。以上です。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 最も強化したい、してほしい事業というのが、どちらも60%以上経済的な状況っていうことですので、その点も今後いろいろ検討していただければと思います。次に、

3点目は、幼児教育・保育の一体的提供の推進として、令和2年度に公私連携幼保連携型認定こども園として、「八郎潟たいようこども園」が開園されました。

その運営法人である秀麗会に対しては、町から運営費等の補助をしておりますが、近年の物価高騰で光熱水費等の費用が年間で「たいよう園舎」で約400万円、「おおぞら園舎」約270万円で、二つの園舎の光熱水費等や施設維持管理にかかる費用の増加が問題となっております。

また、就学前児童数に相応する0歳から5歳の園舎利用者数は、令和7年で104名ですが、5年後は約70%まで減少する見込みでございます。園舎利用者の減少により収入財源も減少し厳しい運営が予測されます。

そのため、運営法人の秀麗会は二つある園舎の統合に向けて計画的に進めることは必

然的と考えておりますが。

そこで、本町としても将来的にこの園舎統合について、具体的にどのように関与していくか伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 旧幼稚園舎のおおぞら園舎は、平成3年12月に建築され、また、旧保育園のたいよう園舎は、平成9年1月に建築され、30年近く経過しており、施設の老朽化により修繕等に伴う経費が多くなっている状況です。また、議員がおっしゃるとおり、おおぞら園舎の水道光熱費は、年間で260万円ほどかかるますが、7年度の協定書の更新についての協議のなかで、秀麗会から2園舎を維持していくのは、とても大変なことのお話がございましたので、光熱水費の補助として、町では、3分の2を助成することで、7年度から実施しております。

2園舎による保育については、3歳未満と3歳以上児が分かれることにより、生活のスペースが広く使え、環境構成がしやすいなど、年齢に合った遊びや保障がなされて伸び伸びと過ごされております。その反面、保育の連携や異年齢児交流、異年齢の意図的な活動は、園舎が離れていることにより難しくなっております。全園児での異年齢交流をどのように経験させられるか、課題になっております。

公私連携幼保連携型認定こども園として5年が過ぎ、こども園を通して培われる生きる力の基礎が、義務教育やその後の学びに向かう力に繋がっていくことを考えますと、異年齢児が共に生活する良さを発揮できるように、0歳児から5歳児までが、一つの園舎で生活できる施設となることは望ましいと認識しております。

2園舎の統合につきましては、令和6年12月18日に秀麗会の北嶋理事長と北嶋園長と話し合いを行い、「園舎統合に向けての方針」として、共通の認識を確認しており、今年度中には、事務方同士の話し合いの場を設けることにしております。

いずれにつきましても、園舎の統合については、少子化が進む中でも地域の保育需要を安定的に確保しつつ、単なる施設の統合ではなく、安全性・機能性・教育環境・保育の質の向上と安定的な運営体制の構築を目指す施策として位置付けておりますので、国の補助制度や地方財政の枠組みを最大限に活用しながら進めてまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 今、町長答弁の中でも、統合に向けて進めていくことで、私からも要望ですが、将来的に児童数の減少が招かれないと思いますけれども、本町の育児教育・保育が一体化に提供できるよう、また限られた財源の中で園舎の統合に向けていち早く進めるためにも、本町も積極的に関わっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。次に、

4点目は、「学童保育」については、ですが、町内在住の小学生1年生から6年生までの児童で、保護者等が就労等により、放課後や学校休校日に家庭で保育できない児童を対象として学び・遊びを主とする放課後児童健全育成事業については、多数の保護者から大変感謝をしている声があがっております。

一方、本年6月定例会後に教育民生常任委員会が教育・保育施設の施設、設備などの状況を把握するため視察をしていますが、「学童保育」の場所である中央児童館の老朽化に対する対応は、適時に修繕等を行っているとのことです。

①「学童保育」の放課後または休日等の利用状況について

②年々、施設や設備等の老朽化が進んできており、将来的に「学童保育」場所の新設や移転等を検討しているか、伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 放課後の利用の数は、約32人、土曜日の利用人数は、約2人の利用児童がおります。中央児童館は、昭和61年に建築され、39年経過しております。老朽化が進んでいるものの、適切な維持管理に努めているところでございます。

また、本町では、児童が伸び伸びと遊べる環境づくりを重要と考えており、施設内に遊戯室などもあることから、当面の間は、中央児童館で実施したいと考えております。

将来的には、地域ニーズや人口動態の変化を監視し、児童の実数や利用実績などを基に、保護者の方々や関係機関との対話を通じて、適時適切な対応を図ってまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 これも要望ですが、やはりこの学童保育は幼児の発達段階に応じた主体的な遊びの生活が可能となるよう自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図る大事な事業でございます。将来的に学童保育の場所は機能性や便利性も考慮した、私としての個人的な考えなんんですけども、小中学校と併設したかたちで設置付けないか検討していただきたいと思います。

それから先ほども、昨日の町長の行政報告でもありました通り、学童保育を利用する児童を学校から中央児童館までの、その間に職員等が引率して安全確認をしてるっていう、クマの関係でやってますので、是非とも、そこらへんも踏まえながら検討していただきたいと思います。次の質問に、

2. クマ出没最新情報を「町防災行政無線」で素早く発信する体制整備を

先ほども複数の議員からクマの質問がありましたが、重複する点もありますので、ご承知願います。

これ、事前通告書には記載されてませんが、ご承知の通り、今月の8日の魁新聞に掲載された記事で、ツキノワグマ情報マップシステム「クマダス」の情報を基に、クマが出没した全県地域で、人の居住区域の6.2%に上ったとされておりまして。市町村で最も高いのは秋田市の86.4%、鹿角市が85.1%、続いて八郎潟町が85.0%となっており、本町の場合、出没するクマのほとんどは居住区域に出没したことになり、改めて十分警戒する必要があるなど、個人的に思っております。

さて、今年は、秋田県全体でクマの出没件数が昨年度比で倍増しており、特に10月から11月は被害が多数報告されております。

本町でも、クマの出没が相次いでおり、「町防災行政無線」でクマ出没情報を呼び掛け注意喚起をしていますが、町ではクマ出没の最新情報は町役場のウェブサイト、町公式LINE、ツキノワグマ等情報マップシステム「クマダス」などの情報源で確認するよう勧めていますが、パソコンやスマートフォンが無い町民や年配者などは、その方々は「町防災行政無線」のみが頼りにするしかありませんので、その点について一つご質問いたします。

1点目は、「町防災行政無線」でクマ出没情報を発信していますが、どこからの目撃情報を見ているのか。伺いたいです。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 行政報告でお知らせしたとおり、現在、防災行政無線を活用した情報発信は行っておりません。町公式LINEとクマダスにより出没情報を発信しております。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 そうすると、現在は確かに町の防災行政無線では発信はしてませんけども、前の10月11月の発生した状況の中で、この情報がどこからの情報なのかってことをちょっと確認したいなと思いました。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 今現在、町で発信している情報につきましては、五城目署と本町が総務に連携取り合いまして、電話で直接通報のあった情報を基にして町公式LINEとクマダスにて状況を提供発信しているところです。以上です。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 2点目は、全町民の安全安心を守るために、必要経費を計上してもクマ出没の最新情報として、いつ、何時頃、どこで等を「町防災行政無線」等でもいいんですけども、素早く発信できる体制整備ができるのか、お伺いたいです。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 現状では、町内会長へ事前にお知らせした上で、市街地への出没、立て籠もりや果樹の

木に留まっている等の不測の事態が発生した際に使用することとしておりますが、防災行政無線の活用については、今後もより良い効果が何なのかについて検討してまいります。

議長 柳田裕平 はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 これも要望ですけども、先ほど言ったとおり、今、国のはうでもクマのこの関係については予算を計上しておりますが、やはりクマ出没情報を、先ほど言った、町の防災行政無線でなくとも、広報車等、何らかの方法で出没した地域にいち早く情報提供出来る体制を、の整備をお願いしたいと思います。

以上です。これで私の質問を終わります。

3番 村井 智 議長、暫時、休憩を求めます。

議長 柳田裕平 ちょっと待ってください。これにて5番 伊藤章君の一般質問を終わります。
はい、暫時、休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。
次に、2番 京極幸村君の一般を行います。はい、2番 京極幸村君。

2番 京極幸村 2番 京極幸村です。私からは今回四つ程のテーマで質問させていただきます。
他の議員の方と重複した内容は、スキップする所もあるかと思いますので、お答えのほど、よろしくお願ひいたします。

1. 熊対策について

さっそくですが、

・現在までの町内で確認された個体数と捕獲数は。

のところ、こちらは既に回答いただいておりましたのでスキップいたしまして、次の質問入ります。クマの出没について、今回、緊急的な対応迫られたところ、非常に多かったです。そこで、今回、

・緊急的な対策として、町ではどういった対策を行ったか。

こちら、全町的取り組み、及び、教育機関における取り組み、こちら伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 京極議員のご質問にお答えいたします。町では、これまでと同様に夕方の町内巡回パトロール、熊の目撃情報が寄せられた際は、現場周辺での広報車による出没情報の周知及び巡回を行っているほか、県事業の放任果樹の伐採希望を取りまとめ、真坂地区の柿の木4本が伐採されました。町全体の取り組みといたしましては、町広報紙と10月上旬から11月4日まで防災行政無線による熊の出没に関する注意喚起に加え、新たな取り組みとしてクマダス・町公式LINEによる出没情報の発信、目撃情報があつた町管理地の利用禁止、猟友会立ち会いのもと職員による箱罠の移動及び設置などの対策を講じております。

また、教育機関における取り組みといたしましては、行政報告でも述べましたが、町からの情報を元に小中学校では随時、保護者に対しメールで配信し、10月21日から登下校時は基本、保護者による送迎としております。教育課では、これの合わせ下校時における町スクールバスの時刻に停留所付近の巡回をしているほか、健康福祉課との共同により学童保育を利用する児童を対象に、学校から中央児童館までの間を職員と学童支援員が交代で引率し、安全確保に努めています。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 ちょっと今のところで、教育機関における取り組みで、学童保育のところで、職員の方が引率しているということだったんですけども、これについてですね、引率していただけるの大変ありがたいことだと思います。一方で、引率する方からすると、かなりストレスのかかる職務ではないかなあと思いますが、これもし、引率している最中にクマに出来くわした場合、かなり危険な事が推測されるんですけども、その時に対して何か備えが

あるのか伺います。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 はい、ご職員にお答えします。引率者は必ず鈴を携行してると同時に、熊撃退スプレーを持参しながら引率をしております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 答弁ありがとうございます。それでは、次の質問、防災無線のくだりを飛ばしまして、次にですね、柿野木や栗の木の伐採について、ご質問いたします。これ特に、
・町の管理土において、熊の餌場となる柿や栗の木がございます。
特に住宅地に近いものについては、やはり住民の方から不安だという声が寄せられているので、伐採すべきではないか。と思うのですが、見解お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 熊に誘引に繋がる恐れがありますので、来年度以降にその状況を確認し、住宅地付近の果樹から順次伐採を実施してまいります。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 次の質問です。
・熊被害を抑えるために、今おっしゃったような根本的な対策というのも必要に思います。例えば例として、熊の餌場造りや緩衝帯の整備で熊との棲み分けをし、結果的に熊が抑えられたという自治体もございます。通告書に例として挙げましたのは、石川県小松市でございまして、こちら、その予算を企業版のふるさと納税、およそ5回実施して3,500万円を調達というような例もございます。
熊被害の根本対策としての町の今後の取り組みは。何か考えがあるのか伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 根本的対策といたしましては、熊が人の生活圏への出没するのを防ぐために、緩衝帯の整備、柿や栗などの放任果樹等の誘引物の適切な管理などが必要となります。今後の最優先の取り組みとしては、熊が里へ降りてくる最大の理由は、食べ物を求めて低地へと移動し人里に出没することから、国・県の交付金を活用し、目撃情報の多い真坂・浦大町・三倉鼻地区を最優先に放任果樹の伐採希望の取りまとめを行い、伐採を実施したいと考えております。

また、町全体の取り組みとして、町広報紙、町公式LINE等により生ごみを屋外に放置しないよう呼び掛けを行うなど、熊の出没を防いでまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 はい、以上で、こちらのテーマの質問を終わり、次にまいります。

2. 消防の行く末

今回の消防広域化が進むということで、消防組織の広域化進むことになったんですけども、これで町単位での常備消防力が低下する可能性がございます。そのために消防力においては消防団の機能強化を図らなければならないと考えております。そこでまず、確認のため、ご質問しますが、

・消防団員数の条例定数の推移は。またその条例定数の裏付けは。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 平成7年3月22日の八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定時は143人、その後条例改正により、平成16年度から127人、平成23年度から107人、平成26年度から85人、令和2年度から75人となっております。

団員数の推移により、定数を確保することが極めて困難なことから定数を改定したものでございますけども、現在の団員数は54名であり、ここ数年の団員数の推移をみると

と適切な定数に改正する必要があるのではないかと思っております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 ちょっと次の質問の回答も今ありましたが、まあ、確認取れたような気がするので、次の質問飛ばしますが、言ったほういいですかね。そのまんま、いきますね、はい。
今、実団人数、現在、54名だということだったんですけど、
・実団員数の推移は。どうなっていたか伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 最も多い時で平成7年度の118人ありました。平成16年度に100人を切ってから徐々に減少し、令和元年度が68人、令和2年度が65人、令和3年度、令和4年度が64人、令和5年度が62人、令和6年度が60人、現在は54人に推移しております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 はい、ありがとうございました。なかなか条例定数に対して消防団員数が集まっているという現状でございますけども。過去に報酬の引き上げが、なされました。
・報酬の引き上げが消防団員数の確保にどう影響したか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 消防団員の待遇改善等については、消防団員の報酬等の基準の策定等について、令和3年4月13日付けの消防長官通知に示された内容等を踏まえ、年報酬、出務報酬を引き上げております。
報酬引き上げ後の新入団員数は、令和4年度が1名、令和5年度が3名、令和6年度が2名、令和7年度が11月末時点で2名、合計8名が入団しておりますが、死亡、退団により18名が減少しており消防団員数の増加には至っておりません。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 続いてですね、新人の方、8名直近で入られたということなんですけども、
・団員加入後の教育体制は、どのようにになっているのか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 新入団員の活動内容について各分団長に説明をお願いし、消防団の組織制度、消防ポンプ操法、災害対策などの基礎については、入団して概ね3年未満の消防団員を対象とした「消防団員基礎教育研修」を受講してもらっております。
また、新入団員以外の研修としては、部長又は部長と同等の実務研修を有する班長の階級にある方を対象とした災害時における現場指揮者としての実技訓練等を行う研修と分団長、副分団長の階級にある方を対象とした分団本部等における指揮に関する教育訓練を行う研修を受講してもらっております。
それぞれの研修が、秋田県消防学校の「消防学校教育訓練計画」に基づいた教育訓練となっております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 今、お伺いしたところ、まあ、研修体制は、それなりに整っているのではないかと思いましたが、ちょっと齟齬を感じましたのは、私も直近で入った8名の内の1名であります。私、この基礎教育研修っていうんですか、そういうの受けてないんですね。これの受ける流れって、どのようになってるのか、これ再質問になりますけど、お答え出来たらお願ひします。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 先ほど町長が答弁しておりました研修につきましては、その受講者につきましては、消防団の幹部会議におきまして、各分団長へ、それぞれの研修があるということで受講希望する方は推薦してくださいってことで伝えております。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 んん一、ええと、ちょっと次の質問に入っていくんですけども。今、答弁お伺いする限り、結構、新人団員教育する体制整備っていうのは、分団に委任しているところも大きいのかなあと、いうふうに思いますが。これは、おそらく、そうなると、分団長だと思うんですけども、分団毎に結構バラツキが生じているっていう現実があると思います。

そこでですね、

・新人団員を教育する体制整備が、団員の消防力向上や離団の歯止めに効果的と考えますが、一元化した教育体制を整備するべきではないか。と思うんですが、見解お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、一元化した…統一的に管理や、それをするってことでしょうか。先の質問でも答弁したとおりでございますけども、秋田県消防学校の「消防学校教育訓練計画」、これに基づいた教育訓練を受講させることによりまして、消防の責務の認識、人格の向上、学術技能の習得、体力の鍛成、規律の保持、協同精神のかん養を図り、地域住民の信頼と付託に応える近代消防人の養成を目的に進めているってことでございますが。今の各分団の実態がどうなのか、ちょっとそのへん、町民課長、もしあれば答えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 まず、先ほどの研修、消防学校の研修に基づいた研修、まず、あるということで、なるべく受講させるようにしております。

京極議員さん、入団されまして初期の研修受けられてないってことありましたけども、そのへん、京極議員さんが所属する分団長が、先ほども申し上げた通り幹部会議の中では、「こういう研修があります」ということで、「是非、該当する団員の受講させてください」ってこと伝えておりますので、その各分団長から話はいってるのかなあと、こちらのほうでは捉えておりまして。当然、該当者はいると思いますけども、その日程等に仕事の関係とか都合合わない場合もありますので、そのへんは、しょうがないとしても、なるべく受講させるように町のほうでも努めております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 そうするとですね、当事者としては、やっぱり町で期待して、ある程度委任しているけども、現場では実際にそういう運用なされてないってことで、実際今、新人の教育に対しては管理出来てない状態だと思うので、これ一度、中身確認して必要であれば、私は、それ必要と思ったんで当局のほうで、特に新入団員に対しては一元化して管理したほうが良いのではないかという提案だったんですけども、その実状を踏まえて今後、まず一度、どうしていくか改めてご回答、ご検討、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 今、京極議員が仰った通り、新入団員の研修につきましては、この後も消防団の会議の中で教育、入った時の教育が大事、この後の活動に大事になってくると思いますので、先ほども申した研修の他に今年度につきましては、春・秋火災予防運動期間中に駆け付け訓練等、行っておるんですけども、春につきましては、ポンプ操法、使うことが慣れてない団員もおるということで今年の春は、ポンプ操法の訓練を行っております。

そういうふうな訓練もやっておりますので、この後いろいろ新入団員の研修につきましては、町、消防団員とも合わせて検討していきたいと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 それでは、次の質問にまいります。消防団が離団する要因の一因として、

・消防団員のとて大きな負担となっているのが消防操法大会であります。選手だけでなく、その補助にも多くの人員が必要でありながら、火災現場に対応した訓練になつていないと指摘もございます。

消防操法大会については、在り方を含め見直しを検討すべきではないか。ご見解をお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部に確認したところ、消防団員数の減少等により、年間事業の見直しをしているところで、毎年開催している秋田県消防操法大会は、隔年開催している全国ポンプ操法大会に合わせて実施することを検討しているところでございました。

また、町の小型ポンプ操法大会の実施については、町の消防団の判断に一任しているのが実態でございます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 次の質問にまいります。

・今回の消防広域化することで決定いたしましたが、そのことにより、湖東地区管内は3署所から1署所に減らす方針のもとで計画が進行すると思います。あるこれに対しては住民の理解を得るためにある程度の長い期間が必要との説明ございました。この件に関しては、議案を上程する前にですね、住民説明、あるいはもっと早期の段階で議会に説明をする必要があったのではないかと思いますが、議決が先になってしまったことは個人的に残念に思っています。

現在も、この件に関しては、まだ情報が届いていない、中身が伝わっていないという住民も多いです。

そこでいち早く住民説明を行うべきだと思いますが、当局のほうで住民に説明を行う予定はあるか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 予定はございませんけども、今後、町広報、ホームページでは周知してまいりたいとは思います。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 以上で、本テーマの質問を終わって、次にまいります。

3. こどものスポーツ環境の再編

ちょっと前談の説明長くなりますが、ご容赦ください。

部活動の地域展開について、少子化にある本町においては、まずは既存の競技が持続可能な設計を期待したいと思います。当局においては、地域の実情に応じた行政サービスの提供、地域の課題解決、そして住民の多様なニーズに応えるための調整役として力を発揮していただきたいと思います。

ただし、新しい枠組みを構築するという作業は、もしかすると行政にとって得意分野ではなく、かなりハードなパフォーマンスが要求されていると思います。地域展開については各自治体で特色のある取り組みが求められていると思いますが、この地域展開というのにはモデル事例も少なく、また、各地域で複数競技にそれぞれの歴史もあります。その中では競技間の合意を含めた制度設計は難しい面もあると思います。

そこで、現場目線から当局に提案いたします。

まずは12歳以下の環境設計についてです。各競技における専門特化年齢の考察もございますが、アメリカの人類学者が提唱したスキヤモンの発育曲線というものがございます。これにおいては、ゴールデンエイジと言われる12歳までは複数の競技を経験させたほうが、いろいろな動作を習得しやすいと言われています。また複数競技に取り組むことで、どの競技が自分が好きか得意か、また、それを見つけることができれば子どもの可能性も広がります。そこで12歳までは複数競技を体験できる仕組みづくりを構築していただきたいです。

例として、夏は野球かテニス、冬はバスケットか剣道など、シーズン毎に競技を絞って、それぞれに集団で取り組めば、各協議における人数不足による困り事も多少は解消

されると思います。

そして中学校に上がる頃に、専門特化していくのが良いのではないでしょうか。ただし中学校で専門特化した場合には、現在の状況と変わらずに各競技が人数の確保に苦慮することになります。そこで中学校からは湖東3町を1つの枠組みとした拠点地区の方式が最も効果的だと考えています。

そこで、ご質問いたしますが、

・12歳までの複数競技と、中学生の拠点地区方式による地域展開について、案の一つとして今後検討ができないか、お伺いします。

議長 柳田裕平

はい、教育長。

教育長 伊藤暢

ご質問に、お答えします。初めに、12歳までの子どもが複数の競技を体験できる仕組みづくりについてですが、議員のご提案は、子どもが自分の興味・関心、そして適正、可能性等を知る上で効果的であると考えます。

しかし、議員がおっしゃるように、夏は野球かテニス、冬はバスケか剣道、などのようにシーズン毎に異なる競技に集団で取り組むという仕組みを構築するには、解決しなければならない課題があまりにも多く、実現するには相当の時間を要するのではないかと思われます。

仮に、現在通年で活動しているスポーツ少年団に全面的にご協力をいただくとすれば、これまで伝統を積み重ねてきたスポーツ少年団の組織、そして活動形態、活動内容等を抜本的に見直して再構築する必要がありますし、期間限定の活動になりますので、これまでのように練習の積み重ねによって練度を高めていくことは期待できなくなってしまいます。また、各競技の上部組織への登録の問題もありますので、難しい問題だなと考えます。

ただし、議員のご提案をですね、趣旨を生かし、子どもたちのスポーツの体験の幅を広げるということは、もしかしたら工夫次第では実施可能ではないかと考えております。例えば、それぞれのスポーツ少年団が合同で体験会を実施する、あるいは、4月当初にお試し入団期間を設ける、そして、複数の団同士が互いの競技を体験し合う交流体験の場を設けるなどの案が考えられるかと思われます。

今後、各スポーツ少年団の意見を伺いながら、こうした体験が可能かどうか、探ってまいりたいと思います。

次に、中学校部活動の拠点地区方式による活動展開についてですが、先ほども申し上げました、現在4町村によるクラブチーム運営というのを検討しての最中であります。

それが実現していく中で、おそらく、この競技は、この場所とこの場所、というふうな形で拠点地区方式と同じ様な実施形態になるのではないかと考えております。以上です。

議長 柳田裕平

はい、京極君。

2番 京極幸村

まず、やはり、今のこの少子化の現状を短期的にでも中期的にでも対策していくためには、ある程度大きな見直しを図る必要性に迫られてるかなと思います。

その中でも、今、教育長おっしゃったような案でいうのも各スポ少における人数の減少については、対策案として効果期待出来る可能性もあると今、聞いていて感じましたので、是非いろいろな方策で取り組んでいただけたらと思います。

それでですね、次の質問は、

湖東3町での地域展開について、競技の場を設けられないか。 ということでございましたが、既に大潟村も含めた4町村で話し合いをしているということでございました。なので、ちょっと聞き方、変えさせてください。そこを少しだけ深掘りをするという質問させていただきたいんですけども。

今現在は、おそらく自治体の担当者毎の協議をされていると思います。この話し合いのステップの中で、各単位協会、各地区のスポーツ協会や体育協会だったり、現在、活動している部活動やクラブ、そういった方々も今後話し合いの場に参加していくのかどうか、もし展望が今の時点であれば伺います。

議長 柳田裕平

はい、教育長。

教育長 伊藤暢

結論を先に申し上げますが、現段階では、4町村の教育長間で、4町村で共同してやつていこうという合意がなされたばかりであり、その後の協議の進め方であるとか、競技するメンバーであるとか、そういたことはまだ全く白紙の状態であります。

ただし、実は県の教育長会で、先進地区事例で長野県の佐久南郡っていうのを、実践を、そこの教育長に来ていただいて、発表していただきました。その取り組みを参考に出来るなあというのは、4人とも共通認識として持っておられます。

その場では、各地区的教育長、そして、中学校の校長先生、そして、保護者の代表、あとは、コーディネーター、こういったメンバーが加わり、計画そして運営を実績に行っていきます。そういう話がありました。

あくまでも例ですけども、正式なメンバーは、これから考えていきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 以上で、本テーマに対する質問を終わります。次、最後のテーマでございます。ちょっと重いんですけども、

4. 職員不祥事について

今回発生した事案というのは、著しく町の信用を失墜させる行為であり、特に女性の社会現象が課題だと言われている我が地方において女性からの信頼回復には何としても努めなければならない。と考えております。一つ目のご質問です。

・今回の件に対する被害者は誰か、町の認識を伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回の事例に関しては、カメラに実際に映された人物がいないので、直接の被害者はない整理されていますが、実際に映っていたかどうかではなく、「撮影されるおそれがあった」という恐怖や不安、嫌悪などの心理被害や危険にさらされたプライバシーの侵害などとして、カメラが設置された女子トイレを利用し得る、女性職員及び女性の来庁者が被害者であると思われます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 次に質問です。今回、被害届提出しなかったと説明ありましたけども、

・被害届を提出しなかった理由について、改めてお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町としては、犯人の特定に向けて、本事案の発生当初から警察の捜査には基本的に協力していくこととしており、関係者からの聞き取りや業務用パソコンの提出など、その都度警察からの依頼に応じてきました。

被害届の提出については、当該元職員がこれまでの報告は虚偽の報告であり、盗撮目的で自分がカメラを設置したと警察に出頭した段階で、「建造物侵入罪の被害届」を提出することとしていましたが、その後、警察から盗撮目的で女子トイレに入っており、建造物侵入以外の罪（性的姿態等撮影罪未遂）と合わせて捜査をしていることから、被害届より詳細に説明できる書類として供述調書を作成してもらいたいとのことでありましたので、被害届は提出しませんでした。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 少しだけちょっとご確認というか、確認の質問なるんですけども。仰る、仰る通りと言えども、被害届とか告訴状っていうのは、捜査のきっかけになったり、起訴する理由付けになったりするものです。

ただ、今回の盗撮の事案っていうのは被害者からの告訴が無ければ起訴出来ないものではない親告罪告罪でないため、警察のほうで捜査進まっていくってことで当局のほうでは、その段階で被害届や告訴状出す必要はない、そういう判断されたということでおろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 ちょっと暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。はい、総務課長。

総務課長 村井健一 すいません。京極議員、もう一度、ご質問した内容については、8月…いや、虚偽の報告した段階で何故出さなかつたというところでしたか。そこちょっと確認したいんですが。今の質問の内容、すいません、もう一度お願いします。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 議事の進行上適切か分かりませんけど、まあ、今この質問した理由なんですけども、例えば、町民感情、住民感情として、被害届も告訴状も出してないっていうことは、町としてメッセージが発信されてないのではないかという意見ございます。ただ、私これは明確に違うと思ってまして。何故かと言いますと、既に、この事案については親告罪ではないため告訴状も被害届も必要無いと、始まってる以上は。始まってなかつたら、町から出さないといけないんですけども。始まった、そして事案に対しては親告罪で無いため出す必要が無いので出しませんでしたということで、当局に対しては、これに関しては手続き上の誤り、誤りというか、瑕疵は私のほうでないというのを今、確認というか、言質取ろうと思って、こういう質問します。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 親告罪でなかったっていうふうな説明なんですが、そちらへんは、私達、警察分野のこととして、この事案の事で正確にはわかりませんが、警察のほうには8月5日カメラを発見したということで、いち早く警察のほうに連絡をしました。

警察が役場のほうに来て、捜査を開始しました。その中で本人が自白をした8月5日の部分について、初めは警察のほうは、建造物侵入罪でしか親告についてはやれないけれども、そのカメラ設置したということは建造物侵入と、それから、カメラ設置の撮影罪、二つがかかるから、そこを一体的に警察とすれば調べたいので、警察の供述調書の中でやっていきたいというお話がありまして、ウチらも、その事件に関しては徹底的に調べていただきたいという気持ちがありましたので、そのように協力はさせていただきたいということでございます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 はい、承知しました。それでは、次の質問です。

・この度の盗撮行為という事案、建造物侵の疑いというのもございますが、これの処分として停職6ヶ月、これは条例に照らしたものであると認識しておりますが、そもそもこの条例自体が盗撮の厳罰化が反映されておりませんでした。

懲戒処分等に関する条例について、見直しをするべきではないか。と思いますが、ご見解いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」は地方公務員法第29条により規定しており、停職の期間は1日以上6ヶ月以下となっております。また、職員の懲戒処分等に関する規程における盗撮行為の処分量定は、停職または減給となっております。これは、人事院の「懲戒処分の指針」においても同様でございます。

しかしながら、2023年7月に「性的姿態撮影等処罰法」が制定されるなど、性犯罪に対する社会の目が厳しくなっていることや公務員としての信用失墜行為を防止する観点からも、規定の見直しや厳格化は検討する必要があるのではと考えております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 次の質問です。今回は、おそらく条例の中では規程された中では最も重い処分が科されていると思いますが、これ結構、世間を賑わせておりましたが、

・処分は昨今の社会通念上に適正だったと思うか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども申し上げましたとおり、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の規程では、停職の期間は1日以上6ヶ月以下となっており、同規則における盗撮行為の処分量定は、停職または減給となっております。このことから、法令に抵触しない、最も重い「停職6ヶ月」の懲戒処分としたものでございます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 ちょっと、先ほどの回答と今の答弁、合わせて、私多分、認識、多分、当局と違う部分あるかもしれない、教えていただきたいんですけども。

この処分っていうのは、法令で定められてるんですか。と言うのも、私調べたところ、公務員の中でも盗撮した場合における処分には、免職まで規定されてる自治体もございました。

なので、それって法令のほうで、結局、要はそれを定めてるところは、越権して定めているっていうことになるので、何で定められているのか、そのへん私、今、整理出来てないので、もう一度お願いします。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 地方公務員法の中で、懲戒処分の詳細については条例規則で定めなさいっていうふうな規定になっております。本町の条例規則は、その二年前に制定された撮影法、以前に出来たものでして、そこまでの規程、免職の規定はござませんでした。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 なので、あくまでも、町毎に自治体毎に、この条例については、例えば今回の盗撮行為だったら、免職も規程することは、今の件に関しては遡っては出来ないと思うんですけども、そういう規程は可能っていうことですか。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 おっしゃる通り、可能です。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 はい、分かりました。次の質問にまいります。

・加害者は依頼退職されたとのことです、もしも復帰した場合は女性職員の半数が辞めるという話が聞こえてきていた。この話は当局でも認識していたか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 そのような認識はしておりませんし、町に対しても、そのような申し入れをした職員はございません。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 なかなか、こういう件って、申し入れとか難しいと思うんですね。ただ、この話も結局どこまで本気かどうかは別なんですけども、いずれにせよ私も、回りの方に伺ったところ、これは八郎湯ではない組織の女性から何人か話を聞いたところ、「私でも辞める」と言うような声もありましたし、今回、職員の方のほう、こうした話をっていうのは、私も最初は噂話で何回か聞いて、その後、とあるきっかけで、正にこの役場に勤められている被害者であるような方からも同じ話が聞こえてきて、まあ、いやあと思いました。

なかなか当局のほうで把握されてないということでしたけれども、この職員の声が届かなくなっていることは、今回の件、やっぱり溝が出来てしまっては良くないことだと思います。当局と、というか職員の中でも溝が出来てしまうことは良くないことだと思います。

実際に、こうした話を受けて、どういった思いなのか、伺います。

- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。暫時、休憩します。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 柳田裕平 再開します。
- 町長 畠山菊夫 職員の皆さんに、改善センターにお集まりいただきまして、仕事が終了後、お集まりいただきまして、集めていろいろ、この件に関して説明しました。
その中で、私は口頭一番に、「当該職員が、この職場に戻って来ることは無いよ」ってことは明確に職員の皆さんに言いました。
そういうこともありますて、私は、そのようなことは無いと思っております。以上でございます。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 今、その職員が現場に戻って来ることは無いとおっしゃっていたんですけども、それの根拠ってございますか。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 根拠はござませんけども、戻って来ることは無いよっていうのは、私の気持ちでございます。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 なかなか処分とかは限定的である一方で、やはり、こういった時には組織のどこかの強いメッセージが必要だと思います。
そうした意味では、この発言が根拠が無いものだとしても、非常に強い発言でございますので、そういったところは評価出来る部分もあるのではないかと考えます。
続いての質問でございます。今回加害者の方、自主退職、依頼退職されたとのことでございましたが、退職金支払われるということでございました。
・加害者の退職金はいくらか。伺います。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 職員の退職手当の額は、プライバシー保護の観点から非開示とせざるを得ませんが、退職手当に関しては、秋田県市町村総合事務組合で退職手当の算定方法を公表しています。また、町においても、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、平均給与月数や諸手当の状況について公表しておりますので、参考にしていただければと思います。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 まずはい、承知しました。続いてですね、この後、管理監督責任問うということで、ちょっといやらしい質問させていただくんですけども、
・町長、副町長の一期当たりの退職金はいくらか。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 特別職の給料及び報酬等の状況についても、先ほど申し上げました、人事行政の運営等の状況で公表されておりますので、ご覧いただければと思います。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 多分、次の期末手当等の質問も一緒の答弁なると思うんですけども、じゃ、確認させてください。私もちよと調べたんですけども、その日付けが最新のものかどうか、そこは分かんなかつたので。
町長の退職金が一期当たり 1,421 万円、副町長が 676 万円、それから期末手当

は、おそらく、およそ、町長が180万円、副町長が150万円と、私調べた中では、そういういた計算なったんですけども、これは大きな違いないですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、言っていいかどうかあれですけども、だいぶ金額が乖離しております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 どのくらい…乖離してますか。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 金額を尋ねる前に管理監督責任のほうを、正すのが話の順番ではないでしょうかと思
いますが、いかがでしょうか。
あ、すいません、反問権でした。

議長 柳田裕平 はい、ただ今の反問権の行使の要求についてですか。

副町長 小野良幸 すいませんでした。金額を確認する前に我々の管理監督責任、その方を先に正すのが
質問の順番だと思いますが、いかがでしょうか。
反問権を終わります。ああ、違うんだ。すみません。

議長 柳田裕平 はい、再開します。京極君、京極君、どうぞ。

2番 京極幸村 はい。じゃあ、今の反問権について、お答えいたします。

まず、この後に管理監督責任について質問する予定でございました。これを先に聞いた理由なんですが、管理監督責任というと一般的には、給料何ヶ月間減額とか、そんなのが考えが一般的だと存じます。じゃあ、給与・報酬って、いくらなのかというところなんですね。今回、町長・副町長の退職金も伺ったのは、この行政の特別職における退職金っていうのは、民間や、あるいは一般職員と違って永年の勤務に対する報酬としての性格ではなく、報酬的な性質が強いためと考えるので、これを議論するベースには報酬の全体像として、こちらも加味したほうがよいという私の考えで今回、質問しました。

議長 柳田裕平 はい、副町長。

副町長 小野良幸 考えは分かりましたが、やはり、この部分というのは、自分のことで、こんな事言うのも変な話なんですけれども、退職金につきましては、秋田県総合事務組合の中の職員退職金条例の中に制定してございます。その事務については、全県の市町村が、その総合事務組合に事務を委託してございます。

期末手当につきましては、条例で制定していて、隠すものではなくて、その計算の仕方についても公開はされております。ホームページ見ますと、計算の根拠が示されております。

今、ここで、「金額がいくらか」ということで論議をしていくよりは、本質的に我々に管理監督責任があったのかどうか、それが、やはり先に来るべきだとは思います。
私の反問権は、これで終わります。

議長 柳田裕平 はい、反問に対する回答がなされました。いかがでしょうか。はい、京極君。

2番 京極幸村 いかがでしょうか……

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 まあ、当局の意見は意見として賜りました。ただ、私は私の意見として質問しているので、これ答えないという回答としては、あまり取り扱えないなあと思います。て言うのも、特別職の報酬等の状況、私、今、パッと見てるんですよ。で、出てるんですね。なので、公表出来ないものではないと思うので、これ公表出来ないですかね、この場で。

もし、そうであれば、その理由をお話しください。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今、京極議員のいろんなご質問について、特別職の退職金についてでございますが、先ほど副町長も申した通り、総合事務組合の中でも、その計算方法、それから、いろんな町の定めによりまして、町長・副町長・教育長の給料月額も公表されております。

その算式でいくと、自ずと一期当たりの退職手当は容易に計算出来ると思っておりますが。先ほど、京極議員計算したところの数字言いましたけども、乖離ってあったのかな、ちょっと…乖離してました?金額…

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。

総務課長 村井健一 先ほど冒頭、京極議員が自分で計算したところ乖離ありますか?という数字につきましては、町長におきましては、1,400万程と申したと思っておりましたが。あと、副町長におきましては670万程と申したと思っております。

町長、「乖離しています」というような話したのは、手取りと支給額の違いのところだと思っておりますので、概ね、乖離はしていないと思っております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、京極君、いいですか。はい、どうぞ。

2番 京極幸村 取り扱いは今、どうなってるのかな。

議会事務局長 加藤宏 解除されてない。

2番 京極幸村 解除されてないですか。

議会事務局長 加藤宏 議長が宣言してから解除なるから。

2番 京極幸村 はい。

議会事務局長 加藤宏 反問に対する回答もらってから。

2番 京極幸村 それは、私のほうからもう結構です。

議長 柳田裕平 いいですか。

2番 京極幸村 はい。

町長 畠山菊夫 はい、これで反問を解除いたしますので、これでいいのかな。残時間の停止いたしますので。解除いたしました。はい、京極君。

2番 京極幸村 では、次の質間に移ります。

・町長、副町長の退職金やボーナスの支給について職員の不祥事により査定に影響はあるのか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 特別職の退職手当や期末手当は、条例や在職期間に基づいて算定されますので、職員の不祥事による減額等はございません。

- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 それであま、いよいよ主たる質問なんですけども、
・本件について管理監督の責任は負うのか。伺います。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 管理監督責任については、「職員の懲戒処分等に関する規程」では、指導監督に適正を欠いていた場合や、非違行為の事実を隠蔽又は黙認した場合に適用されるとされております。今回の場合は、当該元職員の行動に問題を示唆する情報や前兆がなかったことから、指導監督に適正を欠いていたとは認められないことから、管理監督責任はなしとしています。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 私、他の首長さんとかが、こうした不祥事において自らに処分を科す事例をいくつか調べたところ、やはり条例で定めていない所が多いんですね。条例で定めていなくて、自主的に事態の沈静化や住民感情を考慮し自主的に決めていると、いうケースが多かったです。
そこで、改めて伺うんですけども、条例ではそうなっておりました、が、しかし、当局としては、当局というか、町長としては、管理監督責任については特に負わないという考え方で間違いかつたでしょうか。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 はい、先ほど答弁した通りでございます
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 次の質問です。本件に限らず、ここ数年、職員の不祥事が頻発しているように思います。
・職員の不祥事が頻発しているが、この原因をどう考えているか。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 職員個々の問題が主因となる不祥事につきましては、個人の性格や生活面に起因することが重なって発生するケースが多いと考えており、公務員意識の欠如や慢心、自己統制力の弱さが原因ではないかと考えます。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 次の質問です。これから、そういったことが起こっている事実の中で、その職場づくりの雰囲気、
・これから規律、規範をどうやって作っていくのか。伺います。
- 議長 柳田裕平 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 職員の不祥事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、職員個々の性格や生活面に起因する場合と業務の複雑化や不備に起因する場合もございます。
今後は、倫理教育やメンタル支援、自己規律の醸成につながる研修等への参加や処分基準の見直し、チェック体制の強化などについても、先行自治体の実態も参考にしながら、検討してまいりたいと思います。
- 議長 柳田裕平 はい、京極君。
- 2番 京極幸村 これから、いろんな研修や、あるいは制度、ルール等整備して、こうした抑えていくという考え方でございますが、これトップとして、トップに何か原因があるのではないか、そ

ういうのってお考えになられたりしましたか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 私が直接職員に訓辞すればいいんですけども、そのへんは、まあ、いろいろ課長会議の中でも、課で、それは徹底してやっていることだと思っております。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 結局ですね、んー、例えば法律違反ってなると既にルールをたくさん破ってるわけですよ。ですので、法律違反っていうのは当然それなりの刑罰、処罰があるんですけども、それに至る前のルールっていうのは、いろんな職場で、いろいろ設定されてると思います。

でも、ここまで表面化するっていうのは、もはやルールの整備が、そんなに意味をなさない可能性もあると思うんですね。結局は組織の雰囲気であったり、あるいは私、特に大事だと思っているのは、こういった件があった時の対処・対応。今まであった時に、例えばもう少し、過去の事例でも厳罰に処分すべきだったのではないかと個人的に思っています。

そこで、やはりトップからの強いメッセージとか、そういうのが必要だと思うんですね。まだ、町民も、この件に関しては不安な方も多いと思います。やはり、この件は許せないという町長からの最後一言、メッセージいただきたいのですが。お願いできますでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 これまで申してきた通り、町民の皆様には、この度の非違行為に関しては本当に、役場の体制としてはご迷惑をおかけしましたし、これから、どうにかして信頼回復に向かうって事は、しっかり私なりに対応ていきたいと思います。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 最後の質問です。

・**事案発生からの時系列について、改めての説明を求める。**っていう事だったんすけれども、これまで、加藤議員のほうで、ほとんど、お答えがあつたと思うので、私のほうから一点だけ。これ事前に文書にまとめてできれば配布していただきたい。これは何の拘束力もない、ただのお願いですよ。これって可能でしょうか。

(一般質問持ち時間五分前ベル)

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 おっしゃる通りで、これまで、9月19日と10月30日、11月13日に本事案に関する議員の皆様に説明をしておりますし、加藤議員との一般質問でも詳細に詳しく質疑応答もありましたので、これらの説明と重複することから、時系列の説明は控えさせていただきます。よろしくご了承願います。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 はい、ちょっといやらしい質問もあって、大変失礼しました。
これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて2番 京極幸村君の一般質問を終わります。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開いたします。

次に、3番 村井聰君の一般を行います。はい、3番 村井聰君。

3番 村井 智

3番 村井智です。本日は三点につきまして一般質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。さて、まず一点目でございます。

1. 現状における本年度税収状況について

令和7年度は前年比150%っていうことで承認されております。今期は、私、以前に質問したとおり、返答いただきましたのが、米価が昨年、一昨年よりも昨年が150%上昇したっていうことが根拠であるというふうに伺っております。

また、その米価を取り扱う、いわゆる、お米を取り扱う農家は全住民の世帯数の一割であるということも伺っております。

さて、もう12月に入っております。この税の収入の状況は、どのような状況なのか是非、お知らせ願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

議員が述べられている150%とは、令和7年度当初予算町民税の農業分所得割額のことだと思います。令和7年度当初予算では、JAあきた湖東の概算金を参考に令和6年度所得割額の150%を見込んでおりましたが、実際の増加率では約10倍、金額では約1,500万円の増加となっております。

来年度の税収見込みについては、令和5・6年産米の最終精算額と7年産米の追加払い額を加味して7年度課税所得割額の200%前後を見込む予定でございます。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智

はい、ありがとうございます。まあ、あのう、税収が上がるっていうことは、我が町にとって大変喜ばしいことあります。

また、これは私の心情として皆様にお伝えしたいんですが、人口減になっても、一人当たりのGDPが上がる、これが一番大事なことかなあと思ってるとこからすると、来年度についても、町長から非常に力強いお話しをいただけたと思っております。

ただ、これは、来年度の米価は、質問通告書にもあります通り、既に下落を、現状でも今年度の米の値段が下落をしているという情報も飛び交っております。

当然ながら、量が増えると、余ると、価格は下がるという市場原理に基づいて、来年は今年と同等は当然見込めない、いわゆる米価の件ですけども、見込めないというふうにみるのが、これ常識的な考え方だと思います。

去年、今年は、いわゆる、巷で言われてる通り、米価バブルの面が非常に大きいつつあるふうに考えております。

そして、この税収見込み、そして最終的な来年度、今年度の税収については又、来年の9月に決算で行うと思いますが、当局にお願いしますのは、なるべく正確な税収見込み、そして、それに合った予算編成を望むということでございます。

質問に入ります。2番目の質問に入ります。

先ほど申し上げた通り、去年、今年は確かに今までにない米価で、農家は一息二息ついたっていう現状でございます。しかしながら、7~8年前、10年前には、今の価格の三分の一の値段でずっと、そしてそれから、やっと1万ちょっと、1万2千円、やっといったなっていうような状況でございました。来年の下落率は、誰も今のところ見通せない状況だと思います。

一方、八郎潟町には土地改良区が二つあります。その二つの土地改良区が、この町の排水を担っているっていうことは3月議会、その後の議会でもお話ししまして、当局のほうからも、そういった同じ様な見立てをしていただいているっていうふうに認識しております。

その内の一つ、八郎潟土地改良区について大変、んー、厳しい現状が持ち上がっております。昨年度から、八郎潟土地改良区では、今年度もそうなんですが、いわゆる逆ザヤという状況があるのが役場の、当局の方はご存じだと思います。いわゆる、徴収している金額よりも経費のほうが掛かり増しになってるっていうような状況です。

当然ながらこれは、放置されておっていい問題ではなく、上げなければいけない、いわゆる賦課金その他を上げなければいけないという状況になってるのはご承知の通りです。

ただし、一番近い五城目を除いて隣の大潟村、ここから比べても、既に割り増しな、場

合によっては二倍、二分の一程度、大潟村から比べると二倍近くまで上がってる土地改良費、いわゆる経費です。そして、これをまた上げるとなると、大型化して、いわゆる大規模化する現状ですと、かなりのコストアップになります。とは言っても、当然ながら、今の様に基金を切り崩して遣り繰りするっていうのは、これは現実的ではありません。

ここで、「じゃあ、経費はどうなってるんだ」っていうことになります。問題になってくるのは八郎潟町土地改良区で町から委託を受けている排水ポンプ場、機場の問題です。

ご承知の通り、前もお話しました。8月のお盆くらいから、次の年の3月いっぱいまでは、これは農業用水には供しないものです。それについて土地改良区のほうでは、町からの委託費用を受け取るかたちで電気代、そして人件費を賄っているっていう立て付けになっております。

しかし、土地改良区が賦課金その他を値上げする場合に、当然出てくるのは、「じゃあ、この委託料が正当なものかどうか」っていう、そういう疑問が出てきます。

中には、8月のお盆以降だけではなくて、一番稼働している時に水害、いわゆる降雨量が一番多いのは6月から7月にかけて、今年もありました。集中豪雨で冠水しかねない所、実際にはしてある所、そういう所の排水、これは、「じゃあ、どうなるんだ」っていう意見もあります。

ここでは是非、お願いしたいんですが、一度ちゃんと経費はどうか、そして、いわゆる委託してるのは、それは妥当な金額なのか、そこを一旦精査するっていうお考えは無いのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 農業を取り巻く状況は、日々目まぐるしく変化しており、農家からの賦課金により運営されている土地改良区においても、そうした影響は大きいものと認識しております。町としても農家及び土地改良区への支援は重要な事項であると考えており、本町の戸村土地改良区及び八郎潟土地改良区に対しては、これまでも様々な形で支援を実施しております。八郎潟土地改良区管理の排水機場に係る経費についても、令和7年3月の答弁でも申し上げているとおり、通年で農業用水以外の排水も行っていることから重要な生活インフラとして支援を30年間継続して実施しており、今後もその考え方にはございません。

なお、令和8年度当初予算編成にあたっては八郎潟土地改良区と関係予算の金額について、これから協議していくこととしておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 はい、これから協議するというお話をいただきました。

是非、この中ですね、今の状況だと、先ほど申し上げた通り、賦課金その他を値上げしなきゃいけない状況です。値上げを組合員にお願いする以上、八郎潟土地改良区としても、財政状況と、それからこの、いわゆる委託されてる事業の精査を求められるはずです。

そこで、願わくば、今後進める時に、「こんだけ掛かってるんだ」と。んで、実際には、農繁期以外の、いわゆる使ってない時の「こんだけのもんだ」っていうのが、しっかり分かれば、値上げするにしてもちゃんとした根拠が出来るはずです。

なおかつ、申し上げます。その上で、値上げするっていうことは、先ほど言いましたとおり、また農業者に対する経費の割り増しになるっていう状況を是非考慮いただきまして、先ほどのお話しにありました通り、一番目の質問なんですが、来年度は200%というような力強いお話をいただきました。じゃあ、これは、納税する側っていうのは、先ほど、今年の、私の質問にあった通り、令和7年は10%、いわゆる全世帯の10%の世帯、が担ってる。来年は確かに、10%切る、7%かそのくらいだったというふうに記憶してるんですけど。そのくらいの税負担、いわゆる税を納めてる事業体でございます。

今後、その事業体は、この町として何度も申し上げますが、ウチの町の構造上、欠かしては、無くてはならない産業ですので、そこ加味していただいた上で、その八郎潟土地改良区とのやり取りで進めていただきたいと思います。

重ねて、お伺いします。是非、その方向でお願いしたいんですが、町長のご所見、お願ひいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 土地改良区とは、排水ポンプの委託料だけではなくて、これまでも、今、事業は終わっておりますが、ストックマネジメント、湛水防除、まだやっておりますけども、特定管についても、ガイドラインの上限で町もかなり出資しております。おそらく3億円近いお金は、この数年間で補助しております。

農家の皆さんのお賦課金は逆に、以前よりはだいぶ少なくなっていると思います。そういうことを加味しながら毎年の当初予算編成については、土地改良区の理事長さんとよくお話ししておりますので、理事会で決まられたことが私達と協議することになりますので、そこは村井議員さんも分かって欲しいと思いますし、要望には適宜に応えていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。まあ、適宜に要望と向き合っていただくなっている答弁いただいたと思いますので、是非、その方向でお願いしたいと思います。

では、三点目、伺います。同じく、八郎潟土地改良区の問題です。

八郎潟土地改良区は、三倉鼻の所からカントリーエレベーターまで、そして、その後は町、町道になっておりますが、馬場目川の所、そこまでの土地改良区として、もう一度言います。三倉鼻の7号線の所から八郎潟カントリーエレベーターの所までの農免農道を所管し管理しております。

皆様、お分かりの通り、こここの道路はバイパス化しております。ここから三倉鼻から潟上に向ける八郎潟から、そして橋を渡って五城目、そして井川、潟上の所に向けてバイパス化してあるっていうのは、そこから7号線に抜けていくっていう道路、これは通勤の時によく見られる風景です。

また本来、農免農道が想定していない10トンダンプとかトラックとか、これはご承知の方には馬に念仏でございますが、農道の規格と国道の規格は全く違いまして、農道の方が、いわゆる、「ヤワ」に出来ております。これは当然ながら、農耕車が通るという前提ですので、10トンとか12トンとかっていうダンプ、トラックは通らないっていう前提ですので、そういうふうな規格で出来ております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、バイパス化しておいてダンプが通るところを見るのは稀ではありません。土地改良区のほうでは前、通行止めとかっていうのもありましたけども、道交法上なかなか、それは通るもんではありません。

そして、使われてる現状、申し上げますと、八郎潟町から五城目、井川、潟上っていう、この町村にまたがる道路になっております。

広域農道という規格があります。広域農道っていうのは、どういうところかというと、当然これは調べていただいてると思いますが、2つ以上の町村にまたがって通過する農道です。これは、基本、県の所管になります。もう一度、三倉鼻の所、7号線の所から入って来てる所を、それを見ていただきたいんですが、この下には県の下水が走っています。三種町の方から、そこを通ってて、最終的には向浜に入る、そこの下水の一部、それは八郎潟町に関して言うと、ずっと三倉鼻の所、付け根の所から走っております。

まあ、いわゆる土の中は県の管が通ってます。その上を八郎潟の土地改良区、そして、町道が通ってます。

これ、いかがでしょうか。使い方をして見ていけば、広域農道にあたり、県のほうに所管を依頼したところのほうが、地中物、そして使われ方から見て、広域農道というふうに指定してもらうのが順当だというふうに私は考えております。おそらくは、県のほうには、いろいろ、それでも、相談なり、いろいろあったと思うのですが、そのほうの現状についての町長の御所見をお伺いしたいと思います。お願いいいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 旧湖東農免農道は、県営農道事業として、昭和50年より、旧昭和町から、JAカントリーエレベーター前までの約10.5kmについて整備され、昭和58年に完成しております。その後、秋田県から関係市町村に移管され、本町区域は平成20年に町道として認定しております。

一方、カントリーエレベーター前から、三倉鼻までの農道は、県営ほ場整備事業により、幹線農道として整備され、八郎潟町土地改良区管理農道となっております。この農道は基幹農道として、また、実態としては一般車両も連絡道路として使用していることから、議員言われるように「広域農道」としての意味合いは強いと思われます。しかしながら

ら、先ほど申し上げたとおり、カントリーエレベーター以南は、既に秋田県から移管を受けて、受益自治体が市道・町道として認定していること、更には、当該幹線農道夜叉袋地区から、小池・川崎地区を通り、五城目町・井川町・潟上市・秋田市まで整備されました、秋田中央広域農道も既に市道・町道として移管を受けていることから、広域農道ネットワークとして、県への移管は、これはもう不可能であると考えます。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 はい、その経緯、教えていただきまして、ありがとうございます。

確かに、経緯としては、しかも、ツギハギになってるっていうところが、いわゆる八郎潟土地改良区の農道、そして、そっから先は町道になってしまって、しかし、その先はまた農道になっているんですね。

町長おっしゃるところ、いわゆる県の見立てだというふうに考えてるんですが、これ、いかがでしょうか。五城目町、井川町、潟上は、どう考えてるのかなっていうふうに思てるんですけども。

いわゆる、井川町も確かに土地改良区のところでやって管理してると思います。今、これ、非常に悩ましいのは、県のほうから土地改良区は全部こう合併しよう、まあ、そういう動きで動いて既におりまして、んで、何でこの話をしたっていうと、八郎潟土地改良区の、先ほど申し上げました経費の問題、そして、この農道についてのところについても管理が…八郎潟土地改良区であって、毎年とは言わないんですけども、何某かの補修工事はあります。一言で言って、一土地改良区にしては、ちょっと大き過ぎる荷物だなというふうなところです。

そこで、例えば、広域農道でなければ、この地下にある、これは下水道のところ、こういったところで県のほうに、ある程度、管理のほうの実態を何とか面倒みてもらえないかっていうところ、そういったところを方策を模索するっていうところは無いのかなっていう、思ってるんですけども。いかがなもんでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 その前にちょっと、そこの道路、町道へ何故移管出来ないのか、それちょっとお話をさせていただきます。

幹線町道の見直しにより、交付金による舗装修繕事業計画等を踏まえて、町から八郎潟土地改良区へ町道移管の申し出を平成20年に行った経緯がございます。その際、土地改良区からは、町道とすることで、農繁期での一般車両との事故が懸念されることから、継続審議とする回答があり、その後再協議を行いましたが、回答書は出されておりません。非公式ではありましたが、平成25年に八郎潟土地改良区から町道移管の相談がありました。これまでの経緯から認定は難しいと伝えております。合わせて舗装修繕の要望もございましたが、土地改良区の相応負担額が多額になることで難色を示した経緯がございます。その後、現在まで町道移管の要望はございませんが、一般車両との混在により事故の懸念と、構造物の維持管理体制の構築など慎重に進めていかなければとは、町は考えております。

ただ、県への移管に関しては、確かに議員仰る通り、他の自治体も大変これ、県には移管したいというお話しは、無い訳ではないです。ランニングコストが掛かりますので。除雪もあります。

そういうことを踏まえて、今の段階では、もうこれは無理でございます。ハッキリ言って。ただ、こういう話が、やはり負担が大きくなることによって、広域的な協議会の、そういう話も出てくると思いますので、そのへんは注視しながら県とも相談しながら、広域で考えていかなければいけない事業であるのかなあとも思っております。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 町長、現状における認識について、ご報告いただきました。ありがとうございます。

おそらくは今までのお話の中にありました通り、町から土地改良区へ、八郎潟土地改良区に、町道の所、そして、町道、土地改良区の意向、そして、今度逆転して土地改良区から町のほうに「なんとか」って言っても、その状況が変わってしまったっていう、非常に不幸な擦れ違いがあつたっていうことも、ご報告いただきました。

そして現状、様々な制度によって、今の時点で、持って行く、県に移管するのは難しいっていうお話しもいただきました。

さて、それを踏まえた上でですけども、先ほど申し上げた通り、土地改良区の一本化、いわゆる広域合併っていうのが、これ県主導で非常に強力に進められております。

ご承知無い方には申し上げておきますが、八郎潟町には土地改良区が、八郎潟土地改良区と戸村土地改良区、しかし、戸村土地改良区は八郎潟町だけではなくて五城目も含んだ所、こういった行政の区間が2つ以上の所でございます。まして、その先に馬場目、井川、潟上、天王とか、非常に入り組んでる所で、一本化するには大変難しい、いわゆる今まで投下した資本を、どういうふうに再編成するかっていうところで難しいところだとは思いますが、今後、町のほうにも、その再編について協力要請なるものが当然あるものだというふうに思っております。

その際にですね、先を見越してお願いしたいのが、その時に本来あるべき姿ですよね。それから、現状と…んんー、今後あるべき姿っていうところを見据えた上で、この事業進めていく時には、では、ツギハギになってる、一本の道路なんだけども、農道、町道、そして、いやいや他の町の所っていうツギハギになってる状況を、ある時期にはやはり、スッキリとしたものにする必要があると思います。

これは答弁は求めませんが、そんなん先の話ではないと思います。土地改良区の合併とかを含めますと。是非、その時には、土地改良区の集合体だけではなくて、それに付随する様々な道路とか、そういった農道とか、給水施設、それから、排水施設の再編もあるんだっていうことを、それを、如何に受益者のほうに資するかたちになるのかっていうビジョンを、是非固めてっていうか、それを構築していっていただきたい。

これが今日の質問の最後ですけども、是非そういうふうに考えていただくよう、お願いいたします。以上でございます。これで、質問終わりります。

議長 柳田裕平 これにて3番 村井智君の一般質問を終わります。

次に、4番 小野千春君の一般を行います。はい、4番 小野千春君。

4番 小野千春 4番 小野千春です。今回は三点につきまして、ご質問させていただきたいと思います。まず、初めに、皆さんもご承知の通り、高市政権になってから、世の中が大きく動いていることは周知のことだと思います。その流れが、どちらの方向に行くか一人一人関心があり、お考えも違っていると思います。

高市政権は、GDP比3.5%、これを防衛費のほうに充てなければいけないという課題を今、抱えており、環境対策に背を向けているトランプ大統領の要望であり、世界の動きとは、なかなかマッチしないところもあります。

この町におきまして、脱炭素問題が取り上げられておりますが、最初に全世界で提唱されたグリーン TRANSFORMERS カンファレンス、CO₂削減、経済成長エネルギー安全保障の全てを満たしますGX対策、こちらをもって長期低迷していた日本経済を活性化しようとする流れが最初にありました。

しかし、今は防衛費増大等、世の中が変わって来つつあります。それを踏まえまして質問に入らせていただきたいと思います。

1. 第7次八郎潟町総合計画における脱炭素計画の位置付け

第7次八郎潟町総合計画作りにおいて部門ごとに現状の洗い出し課題の把握が行われ計画の草案が作られている最中だと思います。

商工部門においては、ビジョンをもって都市計画をしてゆく上で、その構想を具現化してゆくための予算をいくら投じられるのかが大事になってきます。現在までの商工業の総合計画にあたり、これまで出された課題、今後の計画、新しい施策がある場合、政策経費となって首長の判断となると思いますが、今のところ、町長はどれくらいの規模感を考えて、その計画を見据えているか教えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小野議員のご質問にいたします。

第7次総合計画策定に係る商工業部門の課題等についてですが、商業部門においては人口減少による消費者の減少やニーズの多様化、周辺市町村に立地する大型商業施設への購買力の流出といった点が課題として挙げられております。

また、工業部門においては、町内で操業している2社の誘致企業が、物価高騰や労働力不足により依然として厳しい状況にあり、そうした問題が課題として挙げられております。こうした課題の解決に向け、まちづくり計画策定協議会での検討を経て、先日、素案を作成し説明の機会を議会最終日に設けております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございました。いろいろな課題がピックアップされているということを伺いました。人口減少、ニーズの多様化、他町村への流出等、こちらをこれから解決していくための総合計画があげられますことを期待して、当日、最終日を待っております。

次に、これまで進めてきた脱炭素計画も、年代として第7次八郎潟町総合計画が10年計画でございます。それに対して脱炭素計画は、世界的に見て30年が半ば、ちょうど半分であり、目標とする50年というのが、また別にあります。

当町で掲げております脱炭素計画が、現状どのように進んでいるのか、ご質問させていただきたいと思います。まず一つ目の質問として、

脱炭素計画について

(1) 令和7年度予算、総務費、企画費として約160万円、内訳としては、総務費10目企画費として脱炭素推進協議会委員等報酬43万2千円、脱炭素アドバイザー謝礼20万円、脱炭素視察謝礼費2万円、旅費弁済8万円、脱炭素施策分85万2千円、消耗品費脱炭素関連分2万円、現地視察レンタカー2万円、以上、162万4千円、約160万円、予算として取られております。

令和6年度までの、これに加えて、令和6年度までの調査、委託関連費は今まで積み上げたのが総額いくらであるか教えていただきたいです。そのうち日本総合研究所に研究材料費として資料を作っていただいておりますが、そちらは、そのうちいくらであったか教えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 これまでの脱炭素関係の予算についてですが、主なものを年度毎に説明いたします。まず、平成29年度に分散型エネルギーインフラプロジェクトを事業として1,992万6千円、事業費の三分の二は総務省の地域経済循環創造事業交付金1,328万4千円を活用しております。

令和3年度に脱炭素型社会構築事業委託料として999万9千円。この委託料の全額999万9千円は全額、公益財団法人日本環境協会補助金を活用しております。令和5年度に地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に係る委託料として220万円。令和6年度には、現在7年度に繰り越して進めている脱炭素地域創出促進事業業務委託料495万円を計上しており、本年度に繰り越している委託料の契約額及び各年度の視察旅費等の支出を合算しますと合計で約3,787万円となります。

そのうち、ご質問にある株式会社日本総合研究所へ委託している金額は総額で3,12万5千円となります。

議長 柳田裕平 小野君、発言、ちゃんと手挙げてお願いします。

4番 小野千春 はい、分かりました。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 はい、町長のご答弁、ありがとうございます。3,787万円程、今年度まで関連費用を計上し、事業に向けて準備を進めているというふうに、ご理解させていただきました。

さて、日本総合研究所のほうでは、町のいくつかの課題、要望を踏まえたコンサルティングがされてきたと思われます。

(2) 科学的データ、資料を基に町の要望を踏まえ脱炭素へのステップとして

①府舎省エネルギー化

②産業モデルのかたち

③未利用地活用、これは小学校があたると思います。

④公用車・自家用車・商用車の電動化

脱炭素計画、町のほうにございますのを勉強させていただいたところ、そのように四つのステップに分かれておりました。

①の省エネ実績②産業モデル、こちらの進捗状況を教えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ①府舎省エネ②産業モデル③未利用地活用④公用車・自家用車・商用車の電動化の4

つの脱炭素へのステップは、令和3年12月に株式会社日本総合研究所で作成した「八郎潟町脱炭素型社会構築事業委託」の5ページの「本町でのカーボンニュートラル実現に向けたイメージ」を引用されての発言と推察されます。その報告書については令和3年12月時点での方向性について作成いただいたものでありますので、ご質問いただいた観点での脱炭素へのステップについては進捗状況をまとめておりません。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 以前、脱炭素について、ご質問させていただいた時に、副町長のほうから、①庁舎省エネは新庁舎が建つ時に太陽光パネル等を屋根に載せるということで、まず、そこは進んだと。

②産業モデル、こちらは、その後の質問でもございますが、そちらは、いろいろな問題が生じてきてますので進んでないというふうに認識しておりました。

③④につきましては、②の産業モデルが決まってからのことなので、この後の事と認識しております。

そこは、相違がないか、ご答弁お願ひいたします。

議長 柳田裕平 はい副町長。

副町長 小野良幸 庁舎省エネ太陽光パネル載せるといった発言は、いつ頃…ああ、すいません、反問権です。よろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 ただ今の反問権の行使の要求について許可します。事務局はこれより残時間を停止してください。

副町長 小野良幸 はい、質問の中で、庁舎省エネで太陽光パネルを載せるといった私の発言があったというふうな、お話をございましたが、いつ頃のお話でしょうか。

議長 柳田裕平 はい。

4番 小野千春 ええっーとですね、記憶が確かであれば、グリーン TRANSフォーメーションコンフェレンス、このあの、何でしょう、私が確か、どのタイミングでかは忘れましたけれども、町にはすごい縁がたくさんあります。それに対して、脱炭素を進めていく上で、どういったこうかんって言いますか、炭素の、脱炭素の出す産業と、これまである縁とのこうかんっていうんですかしら、そういうところで質問した際に、脱炭素の話が出まして、それで、町の庁舎を建てる時は太陽光等、脱炭素っていうわけではありませんが、省エネ化?のことを考えて庁舎が出来たっていうことを伺った記憶がございます。

議長 柳田裕平 副町長、これでよろしいですか。はい、どうぞ。

副町長 小野良幸 私も記憶が定かではございませんけれども、新庁舎が建ったのが三年前、小野議員が議員なられたのが昨年、あ、今年か、今年の2月、今、この庁舎が建ってから太陽光パネルを庁舎に設置する…

4番 小野千春 その前…

副町長 小野良幸 その前?の話ですか。そういう構想があった可能性はございます。ただ、構想の話として私、たぶん申し上げた可能性はございます。
すいません、記憶が定かでなくてございまして。無くて、すみませんです。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございました。次に移させていただきます。

議長 柳田裕平 反問権の行使は、これで終了しますか。
副町長、反間にに対する回答がなされましたか、これでよろしいですか。

副町長 小野良幸 はい、大丈夫です。

議長 柳田裕平 はい、これで反問権の行使を終了いたします。これより一般質問を再開します。残時間の停止を解除してください。はい、小野君。

4番 小野千春 次の質間に移させていただきます。限られた財源の中から、どの予算に選択集中させるか費用対効果を踏まえた予算編成が必要になってくると思われます。

(3) 2050年まで、ここ修正お願ひします。15年とありますが、25年、25年程ですが、第7次八郎潟町総合計画、特に商工業の計画の中には脱炭素計画はどのように練り込まれているかご説明ください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 第7次総合計画における脱炭素分野の記載ですが、脱炭素の推進については、公共施設の改修等に行政が取り組むべきこと、住宅の改修や省エネ家電及び設備の導入等の町民や民間事業者が取り組むべきことなど、関係する分野が多岐にわたることから、商工業分野の中に脱炭素関係の記載を盛り込むことなく、環境保全と循環型社会の形成の分野に脱炭素関係の内容をまとめて記載しております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 はい、ご答弁ありがとうございます。循環型社会に向かって進むのは政府が、どのような方針を示しても、それはまず間違いないことと認識しております。

あと、この急激に進んでいる温暖化、世界的に見て、あるタイミングでグッと進む可能性もございます。

オーストラリア、こちらにはスバルや、その周辺の国々が移住計画も進んでいるというのを新聞等で読ませていただいております。その中にあって、町のその計画を、やはり先ほど言ったように限られた予算の中から、そういった今、立ててくださってます商工業の計画をつくっていかなければならぬと思います。また、並行して、今の時代は一つの事業を興すにあたって脱炭素、こちらのほうも加味していくかなければならない時代と思っております。

ですから、その計画を立てる時に、やはりそういったところも念頭に置いて経費としてあげられるように助言しながら計画を立てていっていただけるよう方向性を示していただければと思います。次の質間に移ります。

(4) 前回の説明では②産業モデルとして年28tのもみ殻を粉体熱源とするボイラー4基、バックアップ1基、ビニールハウス4棟を建設、石油・A重油を使用せずにCO₂を削減し冬場の農家所得を補填する産業モデルが示されていました。しかし、資材高騰等の影響もあり、ここのところは、あくまでも提出されたモデルということで再考されるということでした。しかし、仮に現モデル以外のプランの場合は再度CO₂の削減効果等の数値計算が必要になってくると思われます。その場合、調査委託はどのように今後どのように進めてゆくことになりますか。ご説明ください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ご質問にお答えする前にすみませんけども、質問の事実確認とお願ひがございます。

まず、事実確認として、いただいた質問書では「前回の説明では」との書き出いで今、質問されましたけども、ここで、議長、反問権を使いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 反問権の要求について許可します。事務局はこれより残時間を停止してください。

町長 畠山菊夫 ありがとうございます。前回の説明というのは、いつのどのような内容の説明をしているのかご教示ください。こちらの認識では、令和3年12月の株式会社日本総合研究所から提出された報告書の内容について、提案された内容をそのまま実施するという前提でご説明したのではありません。皆様に誤解を招く恐れがあることから確認するものでございます。よろしくお願ひいたします。

長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 今のご説明を受けさせていただきます。私の書き方、「前回の説明」というところは、取り換え…削除させていただきたいと思います。

今、町長がおっしゃったように、この基となっているのが、これまで脱炭素のご答弁、私が議員になる前も含めまして伺っていた内容というのは、詳しくは分からず、詳しくは分からず、日本総合研究所の調査を基に進んでいるということしか詳しくは聞いておりません。

それで、庁舎にある日本総合研究所の資料ですね、勉強させていただいた上で、ここは噛み砕いて詳しく書かせていただいております。

そういう経緯から、この一つ一つの事についての説明は確かに無かったんですが、前提となるそのモデル?を、ご説明だけでは不十分で、どういったことなのか、例えば、町内においても煙が上がるような施設が出来るとか、それぞれバラバラに皆さん理解しているというのを感じておりましたので、では、実際のところどうなのかというので調べたところ、こういう形でしたので、それを書かせていただきました。

議長 柳田裕平 反問に対する回答がされましたら、畠山町長、これでよろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ちょっと、そのことについて誤解を招くことがございますので。先ほどの確認事項を踏まえて町の脱炭素事業の流れや経緯について、これまでの説明と重複する部分もありますけども、ご容赦いただきながら再度、説明してもよろしいでしょうか。

じゃあ、説明させていただきます。

町では、平成29年度の分散型エネルギーインフラプロジェクト事業を契機に、産業振興を再生可能エネルギーの…

議長 柳田裕平 反問権…暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。どうぞ。

町長 畠山菊夫 答えてから終わりたいと思います。

町では、平成29年度の分散型エネルギーインフラプロジェクト事業を契機に、産業振興を再生可能エネルギーの活用で実現していく事業の実現に向けて調査・検討を開始し、平成30年3月にその検討結果を報告書として作成しました。その後、様々な検討を重ね、令和3年度に公益財団法人日本環境協会の補助を活用し、一步踏み込んだ検討を行ったのが、小野議員が今回の質問で取り上げている「八郎潟町脱炭素型社会構築事業委託の報告書」でございます。

本書は、1ページの目的にも記載のとおり「本町の温室効果ガスの排出量の実態及び将来予測を行った上で、2050年のカーボンニュートラルに貢献し、かつ持続可能なまちづくりに資する事業モデル並びに、モデル実現に向けた関係者の役割等についての検討を行ったもの。」とあり、脱炭素を推進していく上で、その当時の現状整理と将来予測を行い、農業や太陽光発電のモデルについて検討し、温室効果ガスの削減の算定をしたものでございます。

議会答弁では何回か申し上げてきましたが、あくまで本委託による成果品の提案は、町として実施することを決定したわけではなく、様々な可能性を調査した結果の一つとなります。そのため、令和3年度の成果品を基に町では実現可能な脱炭素事業の方向を模索し、その間には令和6年3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を経て、令和6年度に空き校舎利活用と脱炭素を両輪で推進していく事業を具現化することを目的とした脱炭素地域創出促進事業業務委託料を計上し、ライノジャパン株式会社と共に実施する事業について、町及び町民も交えた各関係機関で構成された協議会にて調査・検討し、事業実施に向けた協議を進めている段階でございます。

以上の説明から、町では空き校舎を活用した事業についてイチゴ栽培事業を前提としているわけではないことを再度ご理解していただきたいと思います。

その上で質問に対する回答となります、ご質問の二酸化炭素の削減量の計算については、実施する事業の内容により二酸化炭素の削減量の計算の方法が異なるため、現時点では再度委託して数値計算を行う予定はございません。以上でございます。以上をもって再質問を…以上をもって反問権を終了いたします。

議長 柳田裕平 はい、以上で反問権の行使を終了いたします。これより一般質問を再開いたします。残時間の停止を解除してください。はい、小野君、どうぞ。

4番 小野千春 はい、関連で、ご質問させていただきます。今のお話で、ライノジャパンというお名前が出てまいりました。このライノジャパンとの脱炭素についてのお話が、かなり進んでいると思います。今年度も委託料が付きましたし。そもそも、その前に3,787万円程、ごめんなさい、間違いました。2,720万円、今年の分も入れなければ、そちらのほう掛けて調査、委託をしたという実績もございますので、それを無碍にするのは、いくら補助金を使っていても、ちょっと勿体ないと思います。

それで、イチゴの話が先ほど出ましたが、ここからは、イチゴというのは無いというお話もありましたので、それを前提としていないという、先ほど町長からのご答弁もありましたので、私の意見として質問を変えさせていただきたいと思います。

未利用地の、とても良いこともかなり、予算も掛けてますので、書かれておりました、町にとって、とっても良いことも、たくさん書かれておりました。

そこを踏まえて、現在進行しているライノジャパンさんとの新しい脱炭素の計画と比較検討していただければと思いました。

(5) ③未利用地の活用という課題に対して、先に出された提言書では、イチゴが栽培された場合、小学校の空き校舎を使用し、そこで喫茶店や、お菓子の製造等の産業の育成の提案がなされておりました。

この部分は、とってもいいなあと私は個人的に思ったわけです。それが、何故かと申しますと、今、町で人口減が進んでおります。しかし、誰でも彼でも町に来て欲しいというよりは、女性や子ども、こちらがもう少し、若い女性とか子どもが、この八郎潟町に目を向けてくれればいいなと常々思っていた、思っておりました。

そうすると、例えば、イチゴを栽培した場合、子ども達は、その所でイチゴ狩り等も出来ますし、今、イチゴの場合は移動も出来ます。その苗ごと。ですから、高齢者がいる施設等に、そのまま、その缶を持って行ってイチゴ狩りという体験を高齢者にしていただくことも出来ます。また、やはり、喫茶店やお菓子製造等、イチゴにまつわる物もやれば、一番喜ぶのはやっぱり女性じゃないかなあと。特に若い女性とかが珍しがって八郎潟に足を運ぶきっかけにもなるんじゃないかなあと。そういうところで、調査書を眺めさせていただいておりました。

他のものに置き換えられた場合も含め、空き校舎の整備運用を実施してゆくことになると思いますが、ここから、質問させていただきます。事業者を公募選定してゆくと考えられますが、その過程において、賃料の最低価格、あるいは、選定業者の募集にあたっての基準がもしありましたら、教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 現在、脱炭素地域創出促進事業の業務委託の中で、どのような事業をどのような体制で行うかを検討している最中でございます。検討された内容によってとるべき手続き等は変わってくるものとなりますので、今のご質問にはお答えできません。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 (6) 番の質問の中で、今、ご答弁がございました。③未利用地活用（空き校舎）で、どのような事業の見通しがつけられそうか、ご説明くださいというふうにありましたので、ここを省略させていただきます。

(7) 提言書においては②産業モデルと③未利用地の活用が、私が見た資料ではイチゴということで結び付いておりました。もし、②産業モデルの、仮に、進捗がない場合、何をやるかきまらない場合、それとは別に八郎潟町の一番大きな空き家問題、八郎潟小学校、この③未利用地の活用として、この小学校空き校舎の整備の予算、補助金等は、どのようなものを充てるとお考えかご説明ください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 同じ様な答弁になってしまいますが、空き校舎での事業については、どのような内容をどのように行うのかを今、検討している最中でございます。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございました。ここからは、ご提言をさせていただければと思います。

八郎潟小学校は、八郎潟出身の者にとっては、かけがいのない思い出の場所です。そこが、どのように変身していくのか、町の関わる者として関心がありますし、大いなる夢を持つております。

一つの提言として、もっと働きたいビジネスエリア、イノベーションの拠点とするのは、いかがでしょうか。

補助金ありきで公共財を作っていくのではなくて、公共財の捉え方として補助金を、より公共性の高いものに限定していくという考え方が、これからは必要になってくるのではないかでしょうか。

今、必要なのは、地域を動かす現実的な公共性のある公共財があつて然るべきと思います。そこを拠点として何が出来るのか、町まるごとで進化するビジネス街、八郎潟小学校を、そのビジネス街と捉えることはいかがでしょうか。例えば、生産性の向上の経営のために、これから必要になってくるのは企業の健康管理、そこで働く人のウェルビーイング、いろいろなことを考えなければなりません。

町まるごとビジネス街と言うのはイメージ的には、公園都市を考えております。町が散歩したい町、そのためには例えば、空き家を解体し街路樹を植える等、公園化することもできてくると思います。その中心となる小学校が例えば、交流のきっかけづくりやコミュニティの運営、これをメインで行うのはいかがでしょうか。

そこで、その部屋を企業、町の様々な企業がシェアし休養室とすることもできると思います。従業員が体調不良時の休養場所、あるいは、働いてる人がそこの場所に行って短時間エネルギーチャージできる場所、そういうビジネス街となれば、様々な成長フェーズの企業を呼び込むことも可能だと思います。大きい企業が一つボンと入ることによって簡単に改善は出来るのかもしれません、賑わいを求めるのであるならば、様々な成長フェーズの企業が入るほうが未来の、将来の世代のためにも、責任ある都市運営を行ってもらえるような場所となると思います。

そう考えていったところ、今朝の日経新聞、政府の支援制度が載っていました。政府はこの先、産業と生活の両面から町づくりの基盤改善をしていくという方向性が示されました。これまで地方企業誘致にはハードルがありました。一つは産業誘致の問題、人材の確保の問題です。これをクリアするために、まず26年、今年ですが、通常国会でこの関連法案を成立を目指し、27年に産業競争力強化法、地域未来投資促進法、これを与党が通そうとしておる最中でございます。イメージはどういうことかと言いますと、例えば八郎潟小学校に、この政府が求めている事業化したい産業が何点かあります。AIであったりデータセンター、そちらと町づくりを合わせて行う企業に日本政策金融公庫の低金利融資や、あるいは税金の優遇を行っていくという補助金が付けられるのです。

簡単に想像してみると、今、脱炭素を八郎潟町で向かっていくのにあたって、仮に、脱炭素の電源を作ったとします。その脱炭素の電源があれば、供給電源があれば、例えばこれから政府が求めているAIや半導体関連の企業を、この法案が通れば呼び込むことが出来ます。可能性があります。そうすると町で進めている脱炭素と、これから政府がお金を掛けようとしているところがリンクされます。なお良いことは、今までだったら、その産業一つだけ企業がボンって来て終わっていたのが、この補助金は、その敷地内に「生活インフラも伴わなければダメですよ」と。今、地方の自治体が一番困ってる、その町づくりも一緒にやる所にお金を落とすということなんです。生活インフラっていうのは、その企業の敷地内に小売店や給油所や育児や介護施設、それも盛り込んでくださいっていうことなんです。

自治体がこれまで単独で産業を誘致する事例はあっても、立地を起点に町づくりを作り直す仕組みが無かったわけです。

これから必要になってくるのは、人のしゅせきです。この企業を中心として住む環境を整えていくのが必要だと政府は認識しております。どうぞ、これから政府が打ち出してくるであろう産業と生活の両面から町づくりの基盤改善、こちらに関する補助金に目を向け、有意義に引っ張ってきていただき、八郎潟小学校を中心とする産業モデルを中心とするまちづくりと脱炭素を繋げていっていただきたいとご提言差し上げます。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

2. 脳の健康度チェックについて

長寿化に伴い健康寿命に対する知見向上がより大切になってきております。6月議会で遠隔医療についてご質問差し上げた際に、ご検討が必要になっていくのではないかとご答弁をいただきました。それを契機に、町の職員のほうから、こんなお話しをいただき

ました。当町では、秋田大学高齢者医療先端研究センターと協力しオンラインで「脳の健康度チェック」という名称で無料検査を行ったという報告でした。

これは、私がご質問させていただいた内容とリンクしてくるので、「こういうことはやってますよ」ということでお知らせいただきました

(1) この検査のきっかけを教えてください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「脳の健康度チェック」は、国立長寿医療研究センターが開発した、タブレット型PCなどを使用する認知症機能評価ツール「NCGG-FAT」になります。

検査導入の経緯につきましては、令和6年6月に秋田大学高齢者医療先端研究センターが、この認知症機能検査について説明会を開催し、当センターが認知症機能評価ツールの共同研究者であり、秋田県内においても、この検査ツールを活用し認知症の状況を把握する事業を展開する旨の説明を受けております。

本町では、この検査ツールを活用できることにより、町民の認知機能の低下がみられる方を早期発見・早期介入ができ、受診勧奨ができるなど、認知機能の状況を把握できることから、認知症予防事業の推進に活用するため、本町もこの事業に参加することにいたしました。なお、研究期間は、令和6年7月から令和8年3月までとなっております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 やはり、この認知症という、このキーワードは誰が聞いてもちょっと快くはありませんが、かつてのガン、ガンと同じで、前はガンに罹っても口外したり、あとは告知したりというのはタブーな時期がありました。この認知症っていうのも、それに近いものが現在はあると私は私見て思っております。

それで、このままで、

(2) 検査の内容を教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 この検査ツールは、認知症の診断をするものではなく、認知機能の現状を手軽に把握できる検査ツールになります。検査は、スマートフォンやタブレット型PCを用いて行われ、「単語の記憶力検査」「注意力検査」「ワーキングメモリ検査」「情報処理速度検査」の4種類の認知機能検査を行います。

検査結果は、それぞれ、5段階判定され、総合評価で良好な状態かどうか評価されます。認知機能が低下していれば、受診推奨のメッセージが表示されますので、健診結果とともに受診推奨をしております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 この目的が早く受診に繋がる、このテストで今、お話しにありましたようにハイリスクのケースは受診も可能と、受診に繋げられるという、とても良い検査だなあと思いました。また、認知を、この検査、このツールを使って検査の委託、検査の委託をこの町が受けるにあたって、認知機能が低下しないように、それをアップするための受け皿に、受け皿が無いとこのテストを町で受けることが出来ないということも聞いておりました。

つまり、八郎潟町には、認知に、認知機能低下に、低下予防に対するサロンや教育体制が、すごく整っているので、このような大学の検査を受けること、その検査の、うん、検査を依頼?依頼される側になれるということも存じ上げております。

ですから、どこの町も、この検査をして欲しいというふうに依頼があつて受けられるものではなくて、八郎潟町のように、ご高齢の方が率先して認知機能予防のためにサロンを受けられたり、それに対して「はちらぼ」とかでもやっております畠山さんが中心にやってるんですけども。その教育と認知防止の教育、そういう環境が整って初めてこういった依頼を受けられるということも聞いてましたので、町にマッチしてる検査だなあというふうに考えておりました。

この検査を行った、この検査を町で行った上で、

(3) 良い点、課題が見えてくると思います。そちらについてご説明願います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 良かった点は、自宅で気軽に自分で認知機能検査ができる点でございます。認知機能を調べるための受診はハードルが高く、ご家族の中に、物忘れが気になっている方がおり、病院受診をさせたくても受診させるのが難しいケースはよくございます。そんな時、この検査ツールを使えば、受診前に結果が出るので病院受診の目安にもなります。実際に、この検査ツールで、「認知機能低下」の結果が出た方のご家族から「認知機能低下で受診を進める結果が出たから、病院受診するきっかけになった」との、お声をいただいております。

また、本町の研究結果を研究センターからフィードバックしていただいたところ、利用被験者の軽度認知障害の方の割合は、40%弱（R 7. 6. 1. 時点）という結果となっております。この割合は、今まで把握することができなかつた数値でしたので、実施して、とても良かったと、そのように思っております。

一方、この検査ツールの課題でいいますと、検査方法がスマートフォンやタブレット型PCに限られておりますので、操作方法に慣れていない方やデジタル機器に触ったことがない方も多くおり、うまく操作ができないことにより、結果が悪く出てしまう方もいらっしゃいましたので、デジタル機器に慣れていない高齢者への対応が課題と感じております。

この検査ツールは、正式な医療検査ではありませんが、短時間で手軽にセルフチェックができることが特徴であり、「脳の健康づくり」を町民一人一人の生活の中に根付かせるため、町広報誌に掲載したり、介護予防教室や湯っこサロンなどの通いの場で配布したりなど周知しながら、今回の事業参加の経験を活かし、今後の認知症予防事業に役立てまいります。

議長 柳田裕平 ちょっと小野さん、暫時休憩させてください。
(休 憩)
(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。はい、小野君。

4番 小野千春 この検査を通して得た課題、遠隔医療の一つだと思います。高齢者がもし、病院に行って同じようなテストを受けようと思ふと、母の場合、3回同じようなテストを受けました。その結果のレントゲン等を撮るという流れになっております。

その一つでも省略されたら、かなり楽だと感覚的に思いました。それから誤解されないように、ここで申し伝えておきたいことは、かつてのガンと一緒に、今この認知機能というのは止めることができると改めて分かりました。早ければ早いほど、止められます。

認知機能低下にも二つあります。加齢によるもの、こちらはサロンやエクササイズで改善予防、鍛えることができます。また、もう一つ、アルツハイマー型、こちらはすごく、最初の初期症状が脳卒中に似て起こりやすく、「これ何だろう、おかしいな」という症状があります。個人では見分けられませんが、このアルツハイマー型でも早ければ、今、脳活性化の薬があります。実際、その薬で2~3年症状が改善します。

私もこれ戻らなければどうしようかと思った経験者ではありますが、その薬を飲むと一人で自宅で有意義に過ごせる時間が本当に増えます。

これを天寿まで伸ばせるような薬も出ており、積極的に早期発見に努めていただければ良いのではないかなど思いまして、この質問をさせていただきました。

お時間も過ぎておりますので、次の三つの質間に移らせていただきたいと思います。

平成11年に施行されました男女共同参画社会基本法、この法律は国・地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ、計画的に推進するため制定されたもので、男女が対等な社会の構成員として各分野への参画機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的、文化的利益と責任を共に合う社会を目指すものです。

当町でも令和4年から8年度までの第4次八郎潟町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画女性活躍支援に関して各種施策を推進してきているようですが、男女の人権の尊重、政策立案や決定の場での男女共同参画といった点は、まだまだ進んでいないと感じるところはございます。

どうしたら八郎潟町に人が来やすくなるか、住み続けなくなる町になるか、この課題一つ取っても政策立案の過程において女性の参加が絶対必要だと思われます。

実際、7月下旬に開催されました、第1回八郎潟町づくり計画策定委員会、こちらは聞いたところによりますと、30人中女性の委員は、わずか4人だけと認識しております。

この先10年の政策立案に対して、せめて女性の委員は三分の一以上、もしくは半数以上委嘱があればなあと個人的に思うところはございます。

そこで、町の政策立案の現場である町の行政機関、八郎潟町役場について、ご質問させていただきます。

3. 役場管理職女性職員登用は今後あるか。

八郎潟町には現在、女性の管理職がおらない状況です。私、F・F推進員というのをやらせていただいておりまして、秋田県庁の次世代・女性活躍支援課、秋田県男女共同参画推進計画によりますと、12月中旬から下旬にオープンになりますが、目標指標というのがあります。この目標指標というのは課長以上、県職でしたら、令和7年15%、他の市町村職は20%、と指標が示されております。

そこで調べさせていただきました。県庁は275人中44人16%、これは令和7年、現在時点でのお話です。ですから、目標の15%を超えております。秋田市は204人中35人17.2%、男鹿市は30人中6人20%、潟上市は31人中9人、抜けて多いんですが29%、五城目町は14人中2人14.3%、大潟村は9人中2人22.1%、残念ながら井川と八郎潟町は0人、0人ということで、今のところは、その達成指標には到達しておりません。

町に住む幅広い年代の意見を掌握するためにも、管理職に女性職員を登用し行政機能の更なる充実を図るべきでないかと強く切望しております。

先ほど松田議員の質問とかぶるところがございます。畠山町長は、女性の管理職登用について、どのように考えているかご見解を伺いたいのですが、かぶるところがございますので、この先どのタイミングでご登用を考えているか、もしいればお話しください。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 女性の登用率、本町は低いのは職員採用の年度にも、人数にもよると思いますけども、かなり間が空いておるのは事情でございます。

女性と限らず職員の登用については、基本的には、先ほど言いましたけども、能力と実績を重視した評価を前提としておりますので、そのような女性職員がいれば当然採用していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野千春君。

4番 小野千春 はい、ありがとうございました。女性の年代や、今ある課の数ではなかなか課長職を作ることとは難しいかと私も考えておりました。そこで、もしこういうことが出来るのであるならば、ここからはご提言でございます。

課長というので、今ある既存の課にとらわれなくともよければ、例えば、兼務、他の課にいる女性職員が別の課と兼務出来るのであるならば、時代に先回りして女性をコンプライアンス課、こちらの課長に据えるのはいかがでしょうか。

これは、私が勝手に作った課ですので現状あるとかないとかっていうのではありませんが、外資系企業にはコンプライアンスを受け持つ課がございます。これまでのコンプライアンス課っていうのは、法令遵守を見張る課として認識があったと思いますが、現在求められているのは、メンタル支援、先ほどから出ております倫理観、公序良俗、ハラスメントに関する事、この社会規範に従い、公正・公平に業務を行っているか確認・検証をする、その仕事を受け持つ課でございます。

税金を預かり、公共サービスを提供しているため役場職員には町民からの信頼が不可欠であり、職員一人一人のコンプライアンスが重要となってくると思います。

先ほどからの、その不祥事のこともございます。このコンプライアンス課に女性の課長がいましたら、イメージ的には小学校・中学校における保健室の先生の役割です。

そこに行きまして、やはり未然に防止するために、心の不調、こちらを聞いてくださる課があるというだけでも、随分違うと思ったわけです。その課では、コンプライアンス違反の未然防止、つまり、ソフト等を利用してストレステスト等も出来ます。あとは、規定や遵守の、社内規定の遵守のみならず、社内の職員の秩序や信頼性を担保することも出来ます。また、先ほどから出ておりますコンプライアンス教育の指導サポートもすることが出来ます。例えば、朝礼時、10分から15分ストレステストをしたり、コンプライアンス、役場のコンプライアンスの確認事項、朝礼等でやることも、その課に任せればいいと思います。

また、違反、これからは無いと思うんですけども、違反の発生時の対応も迅速に出来ると思われます。そのような課長にはリーガル的知識、しかしこれは後から後付けで勉

強することは出来ますので、何より大切なのは、コミュニケーション能力だと思います。

お話を聞いてあげる、そういうことを主眼に置ける、正しく女性ならではの話しやすさを備えた課長が一人いても良いのではないのかなあと思い、ご提言させていただきました。

結論は、そういう課を考えることによって、職員一人一人がモラルとルールに外側から守られ安心して働ける環境整備が出来るのではないかと思い、最後、ご提言させていただきました。以上です。

議長 柳田裕平 はい、答弁よろしいですか。

4番 小野千春 もし、ご感想等ございましたら、お願いいいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、ごもっとな意見をいただきました。

ストレステスト、職員やっていますけども、それでも、このような不祥事があるっていうことは本当に申し訳なく思っておりますし、今後のコンプライアンス、いろいろ考えていかなければいけないので、提言としてお聞きして、これから検討してまいります。以上でございます。

4番 小野千春 ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

議長 柳田裕平 これにて、4番 小野千春君の一般質問を終わります。

最終日 12月13日は…失礼しました。最終日 12月12日は、午後1時30分より、本会議を開催いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(散会 午後5時09分)

令和7年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 令和7年12月12日（金）

（開会 午後1時30分）

議長 柳田裕平

お疲れ様です。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

加藤さん、来てないな。ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案第58号から議案第72号までの
15議案並びに請願・陳情等について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員長 京極幸村君の報告をもとめます。はい、京極幸村君。

総務産業常任委員長 京極幸村 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 柳田裕平 次に、教育民生常任委員長 伊藤章君の報告を求めます。5番 伊藤章君。

教育民生常任委員長 伊藤章 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 柳田裕平 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。ないようすで、

（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑ないようすで、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑ないようでございます。教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を終わります。これで各常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。

日程第2、議案第58号「八郎潟町条例の形式を左横書きに改める条例の制定について」
討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。

議案第58号について、委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

（休憩）
（再開）

議長 柳田裕平 最初に皆さんに報告する内容について、訂正するところがありますので、改めて申し上げます。

本日の出席は11名全員…いや、12名全員でありますとお話ししましたが、一人欠席というかたちになっておりましたので、後から加藤議員が来ましたので、加藤議員から、ちょっとお話しっていうか、お詫びありませんか。

1番 加藤千代美 時間を勘違いして、大変申し訳ありません。

議長 柳田裕平 それから、私のほうのミスでございます。当局のほうで齊藤教育課長が欠席の届け出

がありましたので、改めてご報告いたします。
それでは改めて、全員12名の出席ということで会議を進めます。よろしいでしょうか。それでは再開します。
議案第58号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、**議案第59号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第59号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、**議案第60号「八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第60号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、**議案第61号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第61号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、**議案第62号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第62号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、**議案第63号「八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第63号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、**議案第64号「八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第64号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第9、**議案第65号「八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第65号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第10、**議案第66号「八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第66号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第11、**議案第67号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第67号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第12、**議案第68号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第68号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第13、**議案第69号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第69号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第14、**議案第70号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第70号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第15、**議案第71号「令和7年度八郎潟町水道事業会計補正予算(第2号)について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第71号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第16、**議案第72号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第72号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第17、**議案第74号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」**を上程します。
本議案について提案理由の説明をお願いします。はい、八郎潟町長、畠山君。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。
配布いたしました資料をご覧下さい。
議案第74号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」
固定資産評価審査委員会委員の小野勤氏が、令和7年12月25日をもって任期満了を迎えるので、引き続き同委員としてお願ひいたしたく地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
小野氏は、人格も高潔で固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。
なお、任期につきましては令和7年12月26日から3年間でございます。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 柳田裕平 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。

議案第74号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第74号について、同意することに決定しました。
次に、日程第18、「請願・陳情について」、討論・採決します。
受理番号第9号「夜間規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、**受理番号第10号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求める国に意見書提出を求める陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。**
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、**受理番号第11号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見書提出を求める陳情書」について、討論を行います。討論ありませんか。**
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、**受理番号第12号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」について、討論を行います。討論ありませんか。**
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 柳田裕平 起立多数であります。よって受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり意見書案に賛成の諸君の起立を求めますが、起立多数であります。よって受理番号第13号は、委員長報告のとおり採択し意見書を送付することに決定しました。
暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。元へ戻ります。

よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、**受理番号第13号「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情**について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって受理番号第13号は、委員長報告のとおり採択し意見書を送付することに決定しました。
次に、**受理番号第14号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」**について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第14号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって受理番号第14号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、**受理番号第15号「当町職員による盗撮行為に関する請願書」**について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第15号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。
(起立少数)

議長 柳田裕平 賛成少数であります。よって受理番号第15号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
はい、分かりました。すいませんです。こここのとこだけ元へ戻ります。
起立全員、少数であります。よって受理番号第15号は、不採択とすることに決定いたしました。
日程第19、**選挙第6号「男鹿潟上南秋消防組合議員の選出について」**を上程します。
男鹿潟上南秋消防組合の設立に際し、男鹿潟上南秋消防組合規約第5条第1項及び2項の規定に基づき、2名を選出するものです。
暫時、休憩します。議会事務局長より説明があります。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしの声であります。異議あった場合は、ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことになったと決定しました。
お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

男鹿潟上南秋消防組合議員に、松田真寿美君、野原静雄君を指名いたします。
お諮りします。ただ今、議長が指名しました松田真寿美君及び野原静雄君を、男鹿潟上
南秋消防組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、松田真寿美君及び野原静雄
君が男鹿潟上南秋消防組合議員に当選されました。
以上、今定例会に付議された事件は全て終了しました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。
大変、ご苦労様でございました。

(閉会 午後2時13分)